

豊丘村地域防災計画資料編目次

項 目	資 料 内 容	頁
危険個所一覧	豊丘村河野急傾斜地概要書	1
	豊丘村河野土石流概要書	5
	豊丘村神稲急傾斜地概要書	7
	豊丘村神稲土石流概要書	14
	豊丘村神稲地すべり概要書	18
資 料	避難所及び避難場所	19
	村内配水池一覧	23
	豊丘村 給水装置工事 指定工事店	24
	豊丘村排水設備工事指定工事店	25
	激甚災害指定基準	26
	局地激甚災害指定基準	29
	災害弔慰金、災害障害見舞金の概要	30
	災害援護資金の概要	31
条 例	豊丘村防災会議条例	32
	豊丘村地震災害警戒本部条例	34
	豊丘村地震災害警戒本部規則	36
	災害対策本部条例	39
	豊丘村火入れに関する条例	41
	資金積立金条例	48
	災害弔慰金の支給等に関する条例	50
	災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	56
協 定	災害時協定締結先一覧	61
様 式	様式第1号（概況速報）	62
	様式第2号（人的及び住家の被害）	63
	様式第2-1号（避難準備情報・避難勧告・避難指示等 避難状況報告）	64
	様式第3号（社会福祉施設被害）（表3の1）	65
	様式第3号（社会福祉施設被害）（表3の2）	66
	様式第5号（農業関係被害）（表5の1）	67
	様式第5号（農業関係被害）（表5の2）	68
	様式第5号（農業関係被害）（表5の3）	69
	様式第6号（林業関係被害）（表6の1）	70
	様式第6号（林業関係被害）（表6の2）	71
	様式第6号（林業関係被害）（表6の3）	72
	様式第6号（林業関係被害）（1）林産物被害	73
	様式第6号（林業関係被害）（2）林産施設被害	74

様式	様式第 6 号 (林業関係被害) (3) 林産物間接被害	75
	様式第 6 号 (林業関係被害) (表 6 の 5)	76
	様式第 6 号 (林業関係被害) (表 6 の 6) (表 6 の 7)	77
	様式第 7 号 (土木関係被害) (表 7 の 1)	78
	様式第 7 号 (土木関係被害) (表 7 の 2)	79
	様式第 7 号 (土木関係被害) (表 7 の 3)	80
	様式第 7 号 (土木関係被害) (表 7 の 4 - 1) (表 7 の 4 - 2)	81
	様式第 7 号 (土木関係被害) (表 7 の 5)	82
	様式第 7 号 (土木関係被害) (表 7 の 6)	83
	様式第 8 号 (都市施設被害) (表 8 の 1)	84
	様式第 8 号 (都市施設被害) (表 8 の 2)	85
	様式第 9 号 (水道施設被害) (表 9 の 1)	86
	様式第 9 号 (水道施設被害) (表 9 の 2)	87
	様式第 10 号 (廃棄物処理施設被害) (表 10 の 1)	88
	様式第 10 号 (廃棄物処理施設被害) (表 10 の 2)	89
	様式第 11 号 (感染症関係) (表 11 の 1)	90
	様式第 11 号 (感染症関係) (表 11 の 2)	91
	様式第 12 号 (医療施設被害) (表 12 の 1)	92
	様式第 12 号 (医療施設被害) (表 12 の 2)	93
	様式第 13 号 (商工関係被害) (表 13 の 1)	94
	様式第 13 号 (商工関係被害) (表 13 の 2)	95
	様式第 14 号 (観光施設被害) (表 14 の 1)	96
	様式第 14 号 (観光施設被害) (表 14 の 2)	97
	様式第 15 号 (教育関係施設被害) (表 15 の 1)	98
	様式第 15 号 (教育関係施設被害) (表 15 の 2)	99
	様式第 16 号 (県有財産被害)	100
	様式第 17 号 (市町村有財産被害)	101
	様式第 18 号 (公益事業関係被害)	102
	様式第 19 号第 1 号様式(火災)	103
	様式第 19 号の 2 第 2 号様式 (特定の事故)	104
様式第 20 号 (警察調査被害)	105	
様式第 21 号 (被害状況総合) (表 21 の 1) 被害状況総括	106	
様式第 21 号 (被害状況総合) (表 21 の 2) 災害概況即報	107	
様式第 21 号 (被害状況総合) (表 21 の 3) 被害状況即報	108	
関連計画	豊丘村災害廃棄物処理計画	

書 (急傾斜地の崩壊)

書

要 概

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覽表)

市町村名：長野県下伊那郡豊丘村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	特別警戒区域	特別警戒区域	特別警戒区域	特別警戒区域	特別警戒区域	特別警戒区域	特別警戒区域	特別警戒区域	特別警戒区域	警戒区域		特別警戒区域		図面番号	備考	
												面積(m ²)	戸数	面積(m ²)	戸数			
急傾斜地の崩壊	滝川	K06-416-001	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25,103	1	1	3	21,971	1/15	
急傾斜地の崩壊	滝川2	K06-416-002	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,690				1,137	1/15	
急傾斜地の崩壊	北垣外1	K06-416-003	○	○	○	○	○	○	○	○	○	27,752	6				1/15	
急傾斜地の崩壊	北垣外2	K06-416-004	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,940				531	1/15	
急傾斜地の崩壊	市の沢1	K06-416-005	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4,902	1		2	1,446	1/15	
急傾斜地の崩壊	市の沢2	K06-416-006	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3,312	3		1	930	1/15	
急傾斜地の崩壊	市の沢3	K06-416-007	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9,373	1	2		8,450	1/15	
急傾斜地の崩壊	寺垣外1	K06-416-008	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5,100	2			2,683	2/15	
急傾斜地の崩壊	寺垣外2	K06-416-009	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10,278	2	1		6,084	2/15	
急傾斜地の崩壊	寺垣外3	K06-416-010	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3,066	1		2	1,573	2/15	
急傾斜地の崩壊	中部1	K06-416-011	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10,749	2			11,560	2/15	
急傾斜地の崩壊	中部2	K06-416-012	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,742	2			978	2/15	
急傾斜地の崩壊	地蔵道1	K06-416-013	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,442	1			699	2/15	
急傾斜地の崩壊	地蔵道2	K06-416-014	○	○	○	○	○	○	○	○	○	768	1			313	2/15	
急傾斜地の崩壊	地蔵道3	K06-416-015	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,534	1		2	1,559	2/15	
急傾斜地の崩壊	地蔵道4	K06-416-016	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8,492	11			4,237	2/15	
急傾斜地の崩壊	中芝1	K06-416-017	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6,705	5	1		3,269	2/15	
急傾斜地の崩壊	中平1	K06-416-018	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4,412	4	1		4,266	2/15	
急傾斜地の崩壊	中平2	K06-416-019	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14,212	4	1		13,592	2/15	
急傾斜地の崩壊	中平3	K06-416-020	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14,016	5	1		10,929	2/15	
急傾斜地の崩壊	中平4	K06-416-021	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,389	1	1		522	2/15	
急傾斜地の崩壊	中平5	K06-416-022	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,836				741	2/15	
急傾斜地の崩壊	中平6	K06-416-023	○	○	○	○	○	○	○	○	○	27,189	5	1		18,179	2/15	
急傾斜地の崩壊	笠平1	K06-416-071	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6,637				7,996	6/15	
急傾斜地の崩壊	栲山日影1	K06-416-072	○	○	○	○	○	○	○	○	○	870				260	12/15	
急傾斜地の崩壊	駒沢1	K06-416-073	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16,606				13,751	7/15	
急傾斜地の崩壊	駒沢2	K06-416-074	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3,894	1			1,967	7/15	
急傾斜地の崩壊	駒沢3	K06-416-075	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,613				465	7/15	
急傾斜地の崩壊	駒沢4	K06-416-076	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,936				1,468	7/15	
急傾斜地の崩壊	駒沢5	K06-416-077	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7,261	1			3,738	7/15	
急傾斜地の崩壊	東1	K06-416-078	○	○	○	○	○	○	○	○	○	723			1	201	7/15	
急傾斜地の崩壊	東2	K06-416-079	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,440	1			1,425	7/15	
急傾斜地の崩壊	菅浦ヶ沢1	K06-416-080	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5,140	1	1		2,812	6/15	
急傾斜地の崩壊	菅浦ヶ沢2	K06-416-081	○	○	○	○	○	○	○	○	○	514			1	99	6/15	
急傾斜地の崩壊	胡芝1	K06-416-082	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10,323	1			17,263	8/15	
急傾斜地の崩壊	西部1	K06-416-083	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,885			2	800	8/15	
急傾斜地の崩壊	西部2	K06-416-084	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6,179	2			3,945	8/15	

(様式第1-2号)

概 要 書

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名：長野県下伊那郡豊丘村

自然現象 の種 類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番 号	備 考
			人家 戸数	面 積 (m ²)	延 長 (m)	人家 戸数	面 積 (m ²)	延 長 (m)		
急傾斜地の崩壊	滝川1	K06-416-001	1	25,103	468	3	21,971	468	1/15	
急傾斜地の崩壊	滝川2	K06-416-002	0	1,699	41	0	1,137	41	1/15	
急傾斜地の崩壊	北垣外1	K06-416-003	6	27,752	390	0	0	0	1/15	
急傾斜地の崩壊	北垣外2	K06-416-004	0	1,340	60	0	531	60	1/15	
急傾斜地の崩壊	市の沢1	K06-416-005	1	4,902	154	2	1,446	102	1/15	
急傾斜地の崩壊	市の沢2	K06-416-006	3	3,312	105	1	930	56	1/15	
急傾斜地の崩壊	市の沢3	K06-416-007	1	9,373	216	0	8,450	216	1/15	
急傾斜地の崩壊	寺垣外1	K06-416-008	2	5,100	146	0	2,683	146	2/15	
急傾斜地の崩壊	寺垣外2	K06-416-009	2	10,278	213	1	6,084	213	2/15	
急傾斜地の崩壊	寺垣外3	K06-416-010	1	3,066	110	2	1,573	110	2/15	
急傾斜地の崩壊	中部1	K06-416-011	2	10,749	223	0	11,560	223	2/15	
急傾斜地の崩壊	中部2	K06-416-012	2	2,742	103	0	978	103	2/15	
急傾斜地の崩壊	地藏道1	K06-416-013	1	1,442	62	0	699	62	2/15	
急傾斜地の崩壊	地藏道2	K06-416-014	1	768	27	0	313	27	2/15	
急傾斜地の崩壊	地藏道3	K06-416-015	1	2,534	61	2	1,559	61	2/15	
急傾斜地の崩壊	地藏道4	K06-416-016	11	8,492	192	7	4,237	0	2/15	
急傾斜地の崩壊	中芝1	K06-416-017	5	6,705	217	3	3,369	206	2/15	
急傾斜地の崩壊	中平1	K06-416-018	1	4,412	114	1	4,266	114	2/15	
急傾斜地の崩壊	中平2	K06-416-019	4	14,212	264	1	13,592	254	2/15	
急傾斜地の崩壊	中平3	K06-416-020	5	14,016	283	2	10,929	283	2/15	
急傾斜地の崩壊	中平4	K06-416-021	1	2,389	85	0	522	43	2/15	
急傾斜地の崩壊	中平5	K06-416-022	0	1,836	86	1	741	86	2/15, 3/15	
急傾斜地の崩壊	中平6	K06-416-023	5	27,189	553	0	18,179	553	2/15, 3/15	
急傾斜地の崩壊	堂平1	K06-416-071	0	6,637	133	0	7,996	133	6/15	
急傾斜地の崩壊	柄山日影1	K06-416-072	0	870	37	1	260	37	12/15	
急傾斜地の崩壊	駒沢1	K06-416-073	0	16,606	310	0	13,751	278	7/15	
急傾斜地の崩壊	駒沢2	K06-416-074	1	3,894	90	1	1,967	90	7/15	
急傾斜地の崩壊	駒沢3	K06-416-075	0	1,613	71	1	465	71	7/15	
急傾斜地の崩壊	駒沢4	K06-416-076	0	2,936	100	1	1,468	100	7/15	
急傾斜地の崩壊	駒沢5	K06-416-077	1	7,361	217	0	3,738	217	7/15	
急傾斜地の崩壊	東1	K06-416-078	0	723	33	1	201	33	6/15, 7/15	
急傾斜地の崩壊	東2	K06-416-079	1	2,440	64	0	1,425	64	6/15, 7/15	
急傾斜地の崩壊	菖蒲ヶ沢1	K06-416-080	1	5,140	138	1	2,812	138	6/15	
急傾斜地の崩壊	菖蒲ヶ沢2	K06-416-081	0	514	23	1	99	23	6/15	
急傾斜地の崩壊	胡芝1	K06-416-082	1	10,323	195	0	17,263	195	8/15	
急傾斜地の崩壊	西部1	K06-416-083	0	1,885	73	2	800	73	8/15	
急傾斜地の崩壊	西部2	K06-416-084	2	6,179	151	0	3,945	151	8/15	
急傾斜地の崩壊	西部3	K06-416-085	0	1,116	50	0	365	50	8/15	
急傾斜地の崩壊	西部4	K06-416-086	3	7,610	186	0	2,861	141	7/15, 8/15	
急傾斜地の崩壊	西部5	K06-416-087	1	1,607	49	0	0	0	7/15	
急傾斜地の崩壊	中宮1	K06-416-088	2	4,961	169	0	2,956	169	6/15, 7/15, 9/15	

(様式第2-2号)

概 要 書

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名：長野県下伊那郡豊丘村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			内、特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(m ²)	延長(m)	人家戸数	面積(m ²)	延長(m)		
急傾斜地の崩壊	滝川1	K06-416-001	1	25,103	468	3	21,971		1/17	
急傾斜地の崩壊	滝川2	K06-416-002	0	1,699	41	0	1,137		1/17	
急傾斜地の崩壊	北垣外1	K06-416-003	6	27,752	390	0	0		1/17	
急傾斜地の崩壊	北垣外2	K06-416-004	0	1,340	60	0	531		1/17	
急傾斜地の崩壊	市の沢1	K06-416-005	1	4,902	154	2	1,446		1/17	
急傾斜地の崩壊	市の沢2	K06-416-006	3	3,312	105	1	930		1/17	
急傾斜地の崩壊	市の沢3	K06-416-007	1	9,373	216	0	8,450		1/17	
急傾斜地の崩壊	寺垣外1	K06-416-008	2	5,100	146	0	2,683		2/17	
急傾斜地の崩壊	寺垣外2	K06-416-009	2	10,278	213	1	6,084		2/17	
急傾斜地の崩壊	寺垣外3	K06-416-010	1	3,066	110	2	1,573		2/17	
急傾斜地の崩壊	中部1	K06-416-011	2	10,749	223	0	11,560		2/17	
急傾斜地の崩壊	中部2	K06-416-012	2	2,742	103	0	978		2/17	
急傾斜地の崩壊	地藏道1	K06-416-013	1	1,442	62	0	699		2/17	
急傾斜地の崩壊	地藏道2	K06-416-014	1	768	27	0	313		2/17	
急傾斜地の崩壊	地藏道3	K06-416-015	1	2,534	61	2	1,559		2/17	
急傾斜地の崩壊	地藏道4	K06-416-016	18	12,729	192	0	0		2/17	
急傾斜地の崩壊	中芝1	K06-416-017	5	6,705	217	3	3,369		2/17	
急傾斜地の崩壊	中平1	K06-416-018	1	4,412	114	1	4,266		2/17	
急傾斜地の崩壊	中平2	K06-416-019	4	14,212	264	1	13,592		2/17	
急傾斜地の崩壊	中平3	K06-416-020	5	14,016	283	2	10,929		2/17	
急傾斜地の崩壊	中平4	K06-416-021	1	2,389	85	0	522		2/17	
急傾斜地の崩壊	中平5	K06-416-022	0	1,836	86	1	741		2/17, 3/17	
急傾斜地の崩壊	中平6	K06-416-023	5	27,189	553	0	18,179		2/17, 3/17	
急傾斜地の崩壊	金山1	K06-416-024	1	2,339	55	0	747	55	2/17	
急傾斜地の崩壊	金山2	K06-416-025	3	25,794	345	1	11,261	345	2/17	
急傾斜地の崩壊	横山1	K06-416-026	1	10,192	148	0	3,425	148	2/17	
急傾斜地の崩壊	赤外土1	K06-416-027	5	7,857	124	2	3,025	124	3/17	
急傾斜地の崩壊	北村1	K06-416-028	1	956	36	0	0	0	3/17	
急傾斜地の崩壊	北村2	K06-416-029	8	21,640	275	2	9,165	275	3/17	
急傾斜地の崩壊	北村3	K06-416-030	1	2,374	32	1	952	32	3/17	
急傾斜地の崩壊	北村4	K06-416-031	2	8,885	80	1	4,192	80	3/17	
急傾斜地の崩壊	北市場1	K06-416-032	15	28,153	415	4	14,830	415	3/17	
急傾斜地の崩壊	北市場2	K06-416-033	2	864	22	1	260	22	3/17	
急傾斜地の崩壊	北市場3	K06-416-034	19	25,467	355	0	2,215	81	3/17	
急傾斜地の崩壊	北市場4	K06-416-035	2	1,948	41	0	602	41	3/17	
急傾斜地の崩壊	北市場5	K06-416-036	4	2,755	81	2	793	81	3/17	
急傾斜地の崩壊	漆沢1	K06-416-037	4	4,202	122	1	539	36	3/17	
急傾斜地の崩壊	漆沢2	K06-416-038	3	12,247	233	1	4,332	233	3/17	

(様式第2-2号)

概 要 書

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名：長野県下伊那郡豊丘村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			内、特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(m ²)	延長(m)	人家戸数	面積(m ²)	延長(m)		
急傾斜地の崩壊	漆沢3	K06-416-039	1	1,245	40	0	0	0	3/17	
急傾斜地の崩壊	漆沢4	K06-416-040	2	5,108	96	1	1,770	96	3/17	
急傾斜地の崩壊	田村原1	K06-416-041	1	885	22	1	244	22	3/17	
急傾斜地の崩壊	田村原2	K06-416-042	1	8,743	173	0	2,590	135	3/17	
急傾斜地の崩壊	笹久保1	K06-416-043	2	5,702	61	1	3,044	61	10/17	
急傾斜地の崩壊	笹久保2	K06-416-044	2	7,897	237	2	1,941	237	10/17	
急傾斜地の崩壊	笹久保3	K06-416-045	1	2,878	80	0	825	80	10/17	
急傾斜地の崩壊	笹久保4	K06-416-046	2	1,796	67	2	333	67	10/17	
急傾斜地の崩壊	笹久保5	K06-416-047	1	2,817	61	0	0	0	10/17	
急傾斜地の崩壊	林里1	K06-416-048	14	48,813	548	2	20,653	548	3/17	
急傾斜地の崩壊	林里2	K06-416-049	2	3,276	88	0	906	88	3/17	
急傾斜地の崩壊	林里3	K06-416-050	18	20,517	292	6	7,966	292	3/17	
急傾斜地の崩壊	林里4	K06-416-051	14	26,036	314	0	519	30	3/17	
急傾斜地の崩壊	林里5	K06-416-052	3	4,037	71	2	697	40	3/17	
急傾斜地の崩壊	林原1	K06-416-053	1	16,189	130	0	0	0	4/17	
急傾斜地の崩壊	柿平1	K06-416-054	7	12,982	231	2	4,407	203	4/17	
急傾斜地の崩壊	柿平2	K06-416-055	0	2,556	40	0	0	0	4/17	
急傾斜地の崩壊	柿平3	K06-416-056	0	3,219	33	0	0	0	4/17	
急傾斜地の崩壊	大野1	K06-416-057	0	24,400	170	0	0	0	4/17	
急傾斜地の崩壊	大野2	K06-416-058	1	5,246	153	1	1,482	153	4/17	
急傾斜地の崩壊	古畑1	K06-416-059	3	26,322	223	1	14,012	223	4/17	
急傾斜地の崩壊	古畑2	K06-416-060	13	47,992	334	0	29,503	334	4/17	
急傾斜地の崩壊	北入1	K06-416-061	3	15,222	110	1	9,987	110	4/17	
急傾斜地の崩壊	北入2	K06-416-062	6	6,500	178	2	1,897	178	4/17	
急傾斜地の崩壊	伴野原1	K06-416-063	2	8,432	101	1	3,639	101	5/17	
急傾斜地の崩壊	伴野原2	K06-416-064	1	978	20	1	308	20	5/17	
急傾斜地の崩壊	伴野原3	K06-416-065	1	4,027	58	1	1,596	58	5/17	
急傾斜地の崩壊	小園1	K06-416-066	1	3,228	87	0	940	87	5/17	
急傾斜地の崩壊	小園2	K06-416-067	1	4,747	82	0	1,721	82	5/17	
急傾斜地の崩壊	小園3	K06-416-068	17	51,210	521	3	10,556	255	5/17	
急傾斜地の崩壊	小園4	K06-416-069	6	60,554	459	4	35,379	459	5/17	
急傾斜地の崩壊	源道寺1	K06-416-070	3	4,398	105	0	0	0	5/17	
急傾斜地の崩壊	稗田1	K06-416-093	2	4,104	75	0	0	0	8/17	
急傾斜地の崩壊	稗田2	K06-416-094	4	13,944	157	3	5,998	157	8/17	
急傾斜地の崩壊	長沢1	K06-416-095	3	7,856	145	0	2,743	145	9/17	
急傾斜地の崩壊	長沢2	K06-416-096	3	4,363	112	3	1,340	112	9/17	

(様式第2-2号)

概 要 書

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名：長野県下伊那郡豊丘村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			内、特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(m ²)	延長(m)	人家戸数	面積(m ²)	延長(m)		
急傾斜地の崩壊	長沢3	K06-416-097	4	13,783	229	0	4,733	229	9/17	
急傾斜地の崩壊	長沢4	K06-416-098	2	1,837	63	0	282	34	9/17	
急傾斜地の崩壊	長沢5	K06-416-099	3	27,295	322	2	13,162	322	9/17	
急傾斜地の崩壊	長沢6	K06-416-100	2	6,502	106	0	2,905	106	9/17	
急傾斜地の崩壊	佐原1	K06-416-101	1	6,996	94	1	2,662	94	8/17・10/17	
急傾斜地の崩壊	佐原2	K06-416-102	1	1,670	50	1	462	50	8/17・10/17	
急傾斜地の崩壊	佐原3	K06-416-103	2	9,802	136	0	5,185	136	10/17	
急傾斜地の崩壊	佐原4	K06-416-104	6	18,097	185	0	8,924	185	10/17	
急傾斜地の崩壊	佐原5	K06-416-105	1	1,718	33	0	584	33	10/17	
急傾斜地の崩壊	上佐原1	K06-416-106	3	9,562	136	0	3,456	136	10/17	
急傾斜地の崩壊	上佐原2	K06-416-107	8	12,309	251	4	4,209	251	10/17	
急傾斜地の崩壊	上佐原3	K06-416-108	3	6,260	103	3	2,065	103	10/17	
急傾斜地の崩壊	佐原6	K06-416-109	7	17,267	221	1	6,088	221	10/17	
急傾斜地の崩壊	佐原7	K06-416-110	2	8,981	140	1	3,621	140	10/17	
急傾斜地の崩壊	佐原8	K06-416-111	4	25,787	371	0	0	0	10/17	
急傾斜地の崩壊	御手形1	K06-416-112	5	4,191	116	2	1,285	116	10/17	
急傾斜地の崩壊	御手形2	K06-416-113	2	9,420	158	0	3,308	158	10/17	
急傾斜地の崩壊	御手形3	K06-416-114	1	10,198	112	0	0	0	10/17	
急傾斜地の崩壊	戸中1	K06-416-115	1	3,515	30	1	1,469	30	11/17	
急傾斜地の崩壊	戸中2	K06-416-116	5	13,445	211	2	4,884	211	11/17	
急傾斜地の崩壊	戸中3	K06-416-117	4	5,944	101	2	2,240	101	11/17	
急傾斜地の崩壊	戸中4	K06-416-118	1	2,146	48	1	583	48	11/17	
急傾斜地の崩壊	戸中5	K06-416-119	1	7,934	98	0	0	0	11/17	
急傾斜地の崩壊	戸中6	K06-416-120	4	8,734	134	1	3,085	134	11/17・16/17	
急傾斜地の崩壊	戸中7	K06-416-121	2	6,407	77	0	2,244	77	11/17	
急傾斜地の崩壊	舟平	K06-416-122	2	9,989	120	0	0	0	13/17・17/17	
急傾斜地の崩壊	大柏1	K06-416-123	2	2,560	75	0	0	0	13/17	大柏1
急傾斜地の崩壊		K06-416-124	2	2,250	76	2	379	58	13/17	大柏2
急傾斜地の崩壊	大柏3	K06-416-125	1	406	18	0	0	0	13/17	
急傾斜地の崩壊	大柏4	K06-416-126	1	1,299	31	0	363	31	13/17	
急傾斜地の崩壊	大柏5	K06-416-127	0	1,795	42	0	0	0	13/17	
急傾斜地の崩壊	大柏6	K06-416-128	1	1,758	49	1	490	49	13/17	
急傾斜地の崩壊	大柏7	K06-416-129	1	607	21	1	68	15	13/17	
急傾斜地の崩壊	大柏8	K06-416-130	2	8,097	206	0	0	0	13/17	大柏8
急傾斜地の崩壊		K06-416-131	1	1,048	37	1	229	37	13/17	大柏9
急傾斜地の崩壊	大柏10	K06-416-132	1	3,441	89	1	1,000	82	13/17	

(様式第2-2号)

概 要 書

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名：長野県下伊那郡豊丘村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			内、特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(m ²)	延長(m)	人家戸数	面積(m ²)	延長(m)		
急傾斜地の崩壊	寺島1	K06-416-133	2	5,981	138	0	0	0	13/17	
急傾斜地の崩壊	寺島2	K06-416-134	1	14,131	66	0	0	0	13/17	
急傾斜地の崩壊	寺島3	K06-416-135	1	3,080	72	1	999	72	13/17	
急傾斜地の崩壊	寺島4	K06-416-136	1	3,056	65	0	0	0	13/17	
急傾斜地の崩壊	寺島5	K06-416-137	0	1,890	36	0	773	36	13/17	
急傾斜地の崩壊	寺島6	K06-416-138	1	1,570	30	0	0	0	13/17	
急傾斜地の崩壊	寺島7	K06-416-139	1	1,022	24	0	0	0	13/17	
急傾斜地の崩壊	寺島8	K06-416-140	1	1,360	43	0	0	0	13/17	
急傾斜地の崩壊	寺島9	K06-416-141	1	3,190	70	1	1,033	55	13/17	
急傾斜地の崩壊	寺島	K06-416-142	1	4,095	101	0	0	0	13/17	寺島10
急傾斜地の崩壊		K06-416-143	1	2,109	38	0	0	0	13/17	寺島11
急傾斜地の崩壊		K06-416-144	1	1,202	37	1	388	37	13/17	寺島12
急傾斜地の崩壊	寺島13	K06-416-145	1	1,166	38	0	0	0	13/17	
急傾斜地の崩壊	寺島14	K06-416-146	1	3,102	72	1	621	46	13/17	
急傾斜地の崩壊	寺島15	K06-416-147	1	1,050	47	1	181	47	13/17	
急傾斜地の崩壊	寺島16	K06-416-148	2	2,210	75	1	447	75	13/17	
急傾斜地の崩壊	寺島17	K06-416-149	1	1,495	52	1	294	52	13/17	
急傾斜地の崩壊	本村1	K06-416-150	1	1,862	57	0	7	4	13/17	
急傾斜地の崩壊	本村2	K06-416-151	1	677	26	1	104	26	13/17	本村2
急傾斜地の崩壊		K06-416-152	3	4,567	96	1	1,466	78	13/17	本村3

(様式第2-2号)

概 要 書

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名：長野県下伊那郡豊丘村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			内、特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(m ²)	延長(m)	人家戸数	面積(m ²)	延長(m)		
急傾斜地の崩壊	本村4	K06-416-153	4	5,880	163	0	0	0	13/17	本村4
急傾斜地の崩壊		K06-416-154	1	667	29	1	105	29	13/17	本村5
急傾斜地の崩壊	坂島1	K06-416-155	1	12,521	126	1	6,907	126	14/17	
急傾斜地の崩壊	坂島2	K06-416-156	2	36,394	279	1	24,234	279	14/17	
急傾斜地の崩壊	坂島3	K06-416-157	1	23,151	105	1	17,324	105	14/17	
急傾斜地の崩壊	野田ノ平1	K06-416-158	6	32,584	348	3	16,574	348	14/17	
急傾斜地の崩壊	野田ノ平2	K06-416-159	1	16,106	111	0	11,276	111	14/17	
急傾斜地の崩壊	本谷1	K06-416-160	1	7,881	190	1	2,530	190	15/17	
急傾斜地の崩壊	本谷2	K06-416-161	1	4,657	50	1	2,292	50	15/17	
急傾斜地の崩壊	北山1	K06-416-162	1	13,237	141	1	7,367	141	15/17	
急傾斜地の崩壊	北山2	K06-416-163	1	2,275	41	1	899	41	15/17	
急傾斜地の崩壊	北山3	K06-416-164	1	6,318	44	1	4,375	44	15/17	
急傾斜地の崩壊	胡桃沢下	K06-416-165	2	5,437	70	1	2,291	70	8/17	
急傾斜地の崩壊	胡桃沢上	K06-416-166	1	3,602	62	0	1,886	62	8/17	
急傾斜地の崩壊	猿倉1	K06-416-167	1	2,570	45	0	0	0	8/17	
急傾斜地の崩壊	猿倉2	K06-416-168	2	5,888	85	1	3,019	85	8/17	
急傾斜地の崩壊	神宿1	K06-416-169	2	11,184	174	1	5,010	174	13/17	
急傾斜地の崩壊	蟻子塚	K06-416-170	1	3,736	78	1	1,427	78	13/17	
急傾斜地の崩壊	神宿2	K06-416-171	4	11,714	186	2	4,795	186	13/17	
急傾斜地の崩壊	打越1	K06-416-172	1	3,814	59	0	0	0	13/17	
急傾斜地の崩壊	打越2	K06-416-173	0	585	23	0	174	23	13/17	
急傾斜地の崩壊	鍋倉	K06-416-174	1	4,459	59	0	0	0	13/17	
急傾斜地の崩壊	大津留根	K06-416-175	2	3,524	95	1	1,111	95	13/17	
急傾斜地の崩壊	松尾	K06-416-176	1	4,618	74	0	0	0	16/17	
急傾斜地の崩壊	中谷	K06-416-177	2	1,808	63	2	456	63	16/17	
急傾斜地の崩壊	なかや	K06-416-178	1	1,042	37	1	223	37	16/17	なかや1
急傾斜地の崩壊		K06-416-179	6	12,081	232	3	4,029	232	16/17	なかや2
急傾斜地の崩壊	桐山	K06-416-180	2	2,180	49	1	829	49	16/17	
急傾斜地の崩壊	梨ノ田	K06-416-181	1	562	18	0	137	18	16/17	
急傾斜地の崩壊	大下	K06-416-182	2	10,749	131	0	3,857	131	16/17	
急傾斜地の崩壊	津留根	K06-416-183	2	6,729	159	0	0	0	16/17	
急傾斜地の崩壊	城山	K06-416-184	1	1,288	40	1	414	40	16/17	
急傾斜地の崩壊	外	K06-416-185	2	4,079	63	1	1,854	63	16/17	
急傾斜地の崩壊	五郎久保	K06-416-186	1	12,325	86	0	0	0	16/17	
急傾斜地の崩壊	横須良	K06-416-187	1	10,906	53	0	0	0	16/17	
急傾斜地の崩壊	堀田1	K06-416-188	1	280	12	1	44	12	16/17	

(様式第2-2号)

概 要 書

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名：長野県下伊那郡豊丘村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			内、特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(m ²)	延長(m)	人家戸数	面積(m ²)	延長(m)		
急傾斜地の崩壊	堀田2	K06-416-189	0	1,749	52	0	399	52	16/17	
急傾斜地の崩壊	行善	K06-416-190	1	2,148	29	1	792	29	16/17	
急傾斜地の崩壊	釜沼	K06-416-191	1	7,179	138	1	2,444	138	16/17	釜沼1
急傾斜地の崩壊		K06-416-192	2	1,036	37	1	193	37	16/17	釜沼2
急傾斜地の崩壊	大山1	K06-416-193	0	3,894	52	0	1,443	52	16/17	
急傾斜地の崩壊	大山2	K06-416-194	1	3,646	50	1	1,270	50	16/17	
急傾斜地の崩壊	大山3	K06-416-195	1	1,300	45	0	0	0	16/17	
急傾斜地の崩壊	対沢	K06-416-196	1	938	35	1	176	35	16/17	
急傾斜地の崩壊	やくら畑	K06-416-197	1	6,137	138	1	2,052	138	16/17	
急傾斜地の崩壊	やくら畑上	K06-416-198	1	5,256	88	1	2,552	88	16/17	
急傾斜地の崩壊	やくら畑下	K06-416-199	1	1,170	36	0	552	36	16/17	
急傾斜地の崩壊	赤畑	K06-416-200	2	1,001	35	2	226	35	16/17	赤畑1
急傾斜地の崩壊		K06-416-201	3	14,786	177	1	8,203	177	16/17	赤畑2
急傾斜地の崩壊	ぜんこうじくぼ1	K06-416-202	1	565	30	0	72	30	16/17	
急傾斜地の崩壊	ぜんこうじくぼ2	K06-416-203	1	638	24	1	102	24	16/17	
急傾斜地の崩壊	奥内	K06-416-204	1	905	25	1	264	25	16/17	
急傾斜地の崩壊	流ざし	K06-416-205	1	2,613	80	1	743	80	16/17	
急傾斜地の崩壊	芦川1	K06-416-206	1	3,019	69	0	0	0	17/17	
急傾斜地の崩壊	芦川2	K06-416-207	3	2,792	70	1	749	48	17/17	芦川2
急傾斜地の崩壊		K06-416-208	2	686	24	2	111	24	17/17	芦川3
急傾斜地の崩壊	南1	K06-416-209	2	11,888	240	2	4,233	240	17/17	
急傾斜地の崩壊	南2	K06-416-210	1	1,414	40	1	375	40	17/17	
急傾斜地の崩壊	芦川4	K06-416-211	1	1,116	50	1	230	50	17/17	
急傾斜地の崩壊	芦川西側	K06-416-212	2	3,983	74	1	1,798	74	17/17	
急傾斜地の崩壊	芦川南側	K06-416-213	1	9,565	101	0	3,956	101	17/17	
急傾斜地の崩壊	うるしが久保東側	K06-416-214	1	1,298	28	0	0	0	17/17	
急傾斜地の崩壊	うるしが久保	K06-416-215	1	482	17	0	111	17	17/17	
急傾斜地の崩壊	うるしが久保西側	K06-416-216	1	927	29	0	373	29	17/17	
急傾斜地の崩壊	蚕玉様北側	K06-416-217	1	4,277	53	0	1,692	53	17/17	
急傾斜地の崩壊	南口1	K06-416-218	1	6,274	96	0	2,425	96	17/17	
急傾斜地の崩壊	南口2	K06-416-219	1	849	25	1	236	25	17/17	
急傾斜地の崩壊	南洞1	K06-416-220	5	12,878	162	3	5,081	162	17/17	
急傾斜地の崩壊	南洞2	K06-416-221	4	8,501	167	2	2,908	167	17/17	
急傾斜地の崩壊	区民会館南側	K06-416-222	4	13,264	174	0	5,565	174	17/17	
急傾斜地の崩壊	鬼久保	K06-416-223	1	15,988	120	0	6,651	120	17/17	
急傾斜地の崩壊	本村	K06-416-224	10	21,495	246	1	3,232	106	17/17	

(様式第2-2号)

概 要 書

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名：長野県下伊那郡豊丘村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			内、特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(m ²)	延長(m)	人家戸数	面積(m ²)	延長(m)		
急傾斜地の崩壊	横断線バス停	K06-416-225	4	16,002	278	0	3,004	145	17/17	
急傾斜地の崩壊	御堂	K06-416-226	3	21,316	274	0	8,793	274	17/17	
急傾斜地の崩壊	石休	K06-416-227	0	2,791	44	0	1,201	44	17/17	
急傾斜地の崩壊	神谷戸	K06-416-228	1	3,279	40	0	1,592	40	17/17	
急傾斜地の崩壊	井戸入下	K06-416-229	1	4,780	88	0	0	0	17/17	
急傾斜地の崩壊	井戸入	K06-416-230	1	1,992	59	1	545	59	17/17	
急傾斜地の崩壊	洞頭	K06-416-231	1	3,608	88	1	1,141	88	17/17	
急傾斜地の崩壊	天神様	K06-416-232	0	975	29	0	230	29	17/17	
急傾斜地の崩壊	打越下	K06-416-233	1	7,429	100	0	0	0	17/17	
急傾斜地の崩壊	打越前	K06-416-234	1	589	25	0	41	8	17/17	
急傾斜地の崩壊	桃久保	K06-416-235	1	3,141	53	1	1,065	53	17/17	
急傾斜地の崩壊	桃久保下	K06-416-236	1	2,843	45	0	1,227	45	17/17	
急傾斜地の崩壊	開田上	K06-416-237	0	8,638	163	0	2,890	133	17/17	
急傾斜地の崩壊	西バス停西側	K06-416-238	3	8,294	179	0	2,160	74	17/17	
合 計	183	193	466	1,503,922	21,411	153	520,149	16,482		

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

概要 (土石流)

要書 (警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数等一覽表)

市町村名：長野県下伊那郡豊丘村

Table with columns: 自然現象の種類, 区域の名称, 危険箇所番号, 流域面積, 地質区分, 基礎地点, 区域設定, 根拠, 主路方向, 警戒区域, 特別警戒区域, 浸食可能量, 土砂量, 流量, 面積, 警戒区域, 公共の建物, 特別警戒区域, 面積, 人家戸数, 図面番号, 備考.

(様式第1・2号)

概 要 書

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名:長野県下伊那郡豊丘村

自然現象 の種類	区域の名称	危険個所 番号	警 戒 区 域		特 別 警 戒 区 域		図面 番号	備考
			人家戸数	面積(m ²)	人家戸数	面積(m ²)		
土石流	北沢	D06-416-001	0	38,377	0	853	1/12	
"	経塚沢	D06-416-002	125	231,030	0	0	1/12	
"	市の沢川	D06-416-003	125	211,612	0	0	1/12	
"	唐沢川	D06-416-004	108	238,743	0	0	1/12	
"	井桁沢	D06-416-005	0	7,082	0	542	3/12	
"	寺沢川1	D06-416-006	0	7,101	0	232	3/12	
"	寺沢川2	D06-416-007	0	6,056	0	24	3/12	
"	寺沢川3	D06-416-008	0	6,211	0	285	2/12 3/12	
"	寺沢川4	D06-416-009	4	19,855	0	223	2/12 3/12	
"	持田ヶ坂沢	D06-416-010	7	35,950	0	0	2/12 3/12	
"	寺沢川5	D06-416-011	0	14,828	0	115	2/12	
"	寺沢川6	D06-416-012	0	29,834	0	168	2/12	
"	寺沢川7	D06-416-013	0	23,360	0	0	2/12 12/12	
"	寺沢川8	D06-416-014	0	5,560	0	231	2/12 12/12	
"	菖蒲ヶ沢	D06-416-015	1	140,781	0	89	2/12 12/12	
"	床浪沢	D06-416-016	0	23,613	0	43	2/12 12/12	
"	的坂沢	D06-416-017	11	63,198	0	181	2/12 3/12	
"	寺沢川9	D06-416-018	0	30,740	0	816	2/12 3/12	
"	冷沢	D06-416-019	0	32,095	0	301	2/12 3/12	
"	大沢	D06-416-020	0	10,087	0	485	2/12 3/12	
"	矢沢	D06-416-021	3	119,185	0	1,709	3/12	
"	胡桃洞	D06-416-022	0	34,551	0	182	3/12	
"	像ヶ洞1	D06-416-023	16	50,454	0	56	6/12	
"	像ヶ洞2	D06-416-024	36	62,832	0	42	6/12	
"	洞頭	D06-416-025	9	18,494	0	0	7/12	
"	神稲沢	D06-416-026	2	17,701	0	0	7/12	
"	壬生沢東沢	D06-416-027	2	17,436	0	0	7/12	
"	井戸上沢	D06-416-028	9	55,367	0	80	7/12	
"	東沢	D06-416-029	7	46,322	0	514	7/12	
"	壬生沢	D06-416-030	6	29,114	0	0	7/12	
"	家ノ上沢	D06-416-031	0	10,604	0	120	2/12	
"	福与道沢	D06-416-032	1	12,171	0	122	2/12	
"	菖蒲ヶ沢洞	D06-416-033	1	11,142	0	0	2/12 12/12	
"	胡桃沢	D06-416-034	0	78,992	0	506	3/12	
"	溝田洞	D06-416-035	1	21,891	0	109	12/12	
"	溝岸洞	D06-416-036	3	11,028	0	1,136	12/12	
"	郷土沢	D06-416-037	0	20,903	0	0	12/12	
"	鹿ノ口洞	D06-416-038	2	4,788	0	103	11/12	
"	鹿ノ口沢	D06-416-039	2	4,777	0	695	11/12	
"	大満沢	D06-416-040	0	46,523	3	33,308	11/12	
"	長久保沢	D06-416-041	1	9,999	0	0	11/12	
"	ウルシガ沢	D06-416-042	1	17,481	0	398	11/12	
"	ヨキトギ	D06-416-043	1	28,633	0	97	11/12	
"	長沢洞	D06-416-044	1	6,821	0	254	11/12	
"	後洞	D06-416-045	2	24,867	0	0	10/12	
"	北の脇沢	D06-416-046	2	14,261	0	93	10/12	
"	柳田口洞	D06-416-047	2	16,602	0	20	10/12	
"	柳田口沢	D06-416-048	3	23,766	0	484	10/12	
"	佐原沢	D06-416-049	1	66,432	0	1,214	10/12 11/12	
"	対沢	D06-416-050	0	17,479	0	106	10/12	
"	漆沢川	D06-416-051	39	100,482	5	34,101	4/12	
"	山家田沢	D06-416-052	2	13,676	0	0	4/12 5/12	
"	山家田洞	D06-416-053	1	19,708	0	79	4/12 5/12	
"	陣出沢	D06-416-054	2	32,500	0	136	4/12 5/12	
"	笹久保沢	D06-416-055	2	14,377	0	58	5/12	
"	津賀の沢1	D06-416-056	44	94,802	0	2,294	4/12	
"	津賀の沢2	D06-416-057	59	113,504	0	16	4/12 5/12	
"	大野沢	D06-416-058	0	3,178	0	2,199	5	
"	船沢	D06-416-059	0	62,860	0	7	5/12 6/12	
"	柳久保沢	D06-416-060	1	23,418	0	133	5/12 6/12	

(様式第2-2号)

概 要 書

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名：長野県下伊那郡豊丘村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			内、特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(m ²)	延長(m)	人家戸数	面積(m ²)	延長(m)		
地すべり	中部	J06-416-401	7	38,549				1/3		
地すべり	大平	J06-416-001	1	9,510				2/3		
地すべり	戸中	J06-416-002	1	6,447				3/3		
合計	3	3	9	54,506	0	0	0			

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

村指定避難所 一覧

R3. 1. 15現在

	避難所	アンサー バック機能	住所	収容人数 算定：3m ² /人	災害種別			AED設置
					洪水	土砂災害	地震	
1	滝川会所	★	河野4201-2	20	○	○	○	
2	北垣外コミュニティセンター		河野3681	70	○	○	○	
3	憩いの家		河野3444	100	○	○	○	○
4	豊丘北小学校	★	河野1692	220	○	×	○	○
5	豊丘北保育園		河野7990	80	×	○	○	○
6	認知症グループホーム あぐり		河野1669-3	20	×	○	○	
7	河野区民会館		河野1562-1	150	○	○	○	○
8	宅老所 どんつく		河野341	20	○	○	○	
9	中芝自治会館	★	河野120-7	80	○	○	○	○
10	堀越区民会館	★	河野6449-2	80	○	○	○	○
11	交流学习センター ゆめあるて		神稲369	200	○	○	○	○
12	田村区民会館	★	神稲498-1	120	○	○	○	
13	田村防災センター		神稲498-1	40	○	○	○	
14	長沢会所	★	神稲2694-1	40	○	○	○	
15	デイサービスセンター ほほえみ		神稲3039-1	25	×	○	○	
16	介護予防拠点施設 はつらつ		神稲12462	20	×	○	○	
17	豊丘中学校		神稲4020	300	○	○	○	○
18	こぶし園		神稲4026-1	20	○	○	○	
19	セミナー棟		神稲4264	70	○	○	○	
20	豊丘中央保育園		神稲12368	200	×	○	○	○
21	スポーツ館		神稲6348	100	○	○	○	○
22	道の駅 南信州とよおかマルシェ		神稲12410	30	×	○	○	
23	林里会所		神稲3877-2	80	○	○	○	
24	児童養護施設 慈恵園		神稲4461	80	○	○	○	
25	介護老人保健施設 はやしの杜		神稲4176	30	○	○	○	
26	林原・木門コミュニティセンター	★	神稲5015	80	○	○	○	○
27	豊丘村民体育館		神稲5081-1	500	○	○	○	○
28	佐原区民会館	★	神稲5892-2	100	○	○	○	○
29	御手形農事研修センター		神稲5974-2	40	○	×	○	
30	豊丘南小学校	★	神稲3600-1	480	×	○	○	○
31	豊丘南保育園		神稲6939	80	○	×	○	○
32	勤労者福祉センター	★	神稲9083	60	○	○	○	
33	伴野区民会館	★	神稲6991-2	100	○	×	○	○
34	小園研修センター		神稲7580	40	○	○	○	
35	福島会所	★	神稲9958-16	60	○	○	○	○
36	福島壬生沢集落拠点施設	★	神稲9879-2	80	○	○	○	
37	壬生沢区民会館	★	神稲10675-1	80	○	×	○	○

3895

村指定緊急避難場所 一覧

R3. 1. 15現在

	避難地	住所	災害種別			収容人員 算定：2m ² /人
			洪水	土砂災害	地震	
1	滝川会所 庭	河野4201-2	○	○	○	20
2	北垣外コミュニティセンター 庭	河野3681	○	○	○	250
3	泉龍院 境内	河野3461	○	×	○	1000
4	憩の家 庭	河野3444	○	○	○	200
5	豊丘北小学校 校庭	河野1692	○	×	○	2000
6	豊丘北保育園 園庭	河野7990	×	○	○	750
7	りんごっ子公園	河野8387-1	×	×	○	500
8	河野区民会館 駐車場	河野1562-1	○	○	○	250
9	総合集荷販売センター（旧JA選果場） 庭	河野7811	×	○	○	900
10	堀越区民会館 庭	河野6449-2	○	○	○	350
11	堀越天神グラウンド	河野4468-312	○	○	○	1750
12	交流センターだいち	神稲3128-1	×	○	○	50
13	交流学習センター ゆめあるて駐車場	神稲369	○	○	○	1000
14	田村区民会館 庭	神稲498-1	○	○	○	400
15	洞岩寺 境内	神稲1370	○	○	○	300
16	豊丘中学校 校庭	神稲4020	○	○	○	5000
17	豊丘中央保育園 園庭	神稲12368	×	○	○	500
18	道の駅 南信州とよおかマルシェ 駐車場	神稲12410	×	○	○	2000
19	児童養護施設 慈恵園 園庭	神稲4461	○	○	○	250
20	林原・木門コミュニティセンター駐車場	神稲5015	○	○	○	250
21	村民グラウンド	神稲5081-1	○	○	○	5000
22	佐原区民会館 庭	神稲5892-2	○	○	○	500
23	御手形農事研修センター 庭	神稲5974-2	○	×	○	300
24	赤松林公園	神稲6212-1	○	○	○	1650
25	豊丘南小学校 校庭	神稲3600-1	×	○	○	3500
26	伴野区民会館 駐車場	神稲6991-2	○	×	○	250
27	豊丘南保育園 園庭	神稲6939	○	×	○	800
28	小園小野神社 境内	神稲7590-1	○	×	○	250
29	なしっ子公園	神稲9139	○	○	○	1750
30	福島会所 庭	神稲9958-16	○	○	○	250
31	福島壬生沢集落拠点施設 庭	神稲9879-2	○	○	○	300
32	パノラマ公園	神稲10525	○	○	○	1500
33	壬生沢区民会館 庭	神稲10675-1	○	×	○	250

34020

要配慮者利用施設

番号	施設名	住所	電話番号	
1	豊丘北保育園	河野7990	35-4952	
2	豊丘北小学校	豊丘村河野1692	35-2008	▲
3	認知症グループホーム あぐり河野	河野1669-3	34-3535	▲
4	デイサービスセンター ほほえみ	神稲3039-1	35-1122	●
5	介護予防拠点施設 はつらつ	神稲12462	34-3488	●
6	豊丘中央保育園	神稲12368	35-4953	
7	豊丘南保育園	豊丘村神稲6939	35-7705	▲
8	豊丘南小学校	豊丘村神稲3600-1	35-2025	●
9	こぶし園	豊丘村神稲4026-1	35-8573	▲
10	児童養護施設 慈恵園	豊丘村神稲4461	35-4815	
11	介護老人保健施設 はやしの杜	豊丘村神稲4176	35-1870	
12	地域密着型特別養護老人ホーム はやしの杜	豊丘村神稲4175	34-3010	
13	宅老所 どんつく	河野341	48-6677	

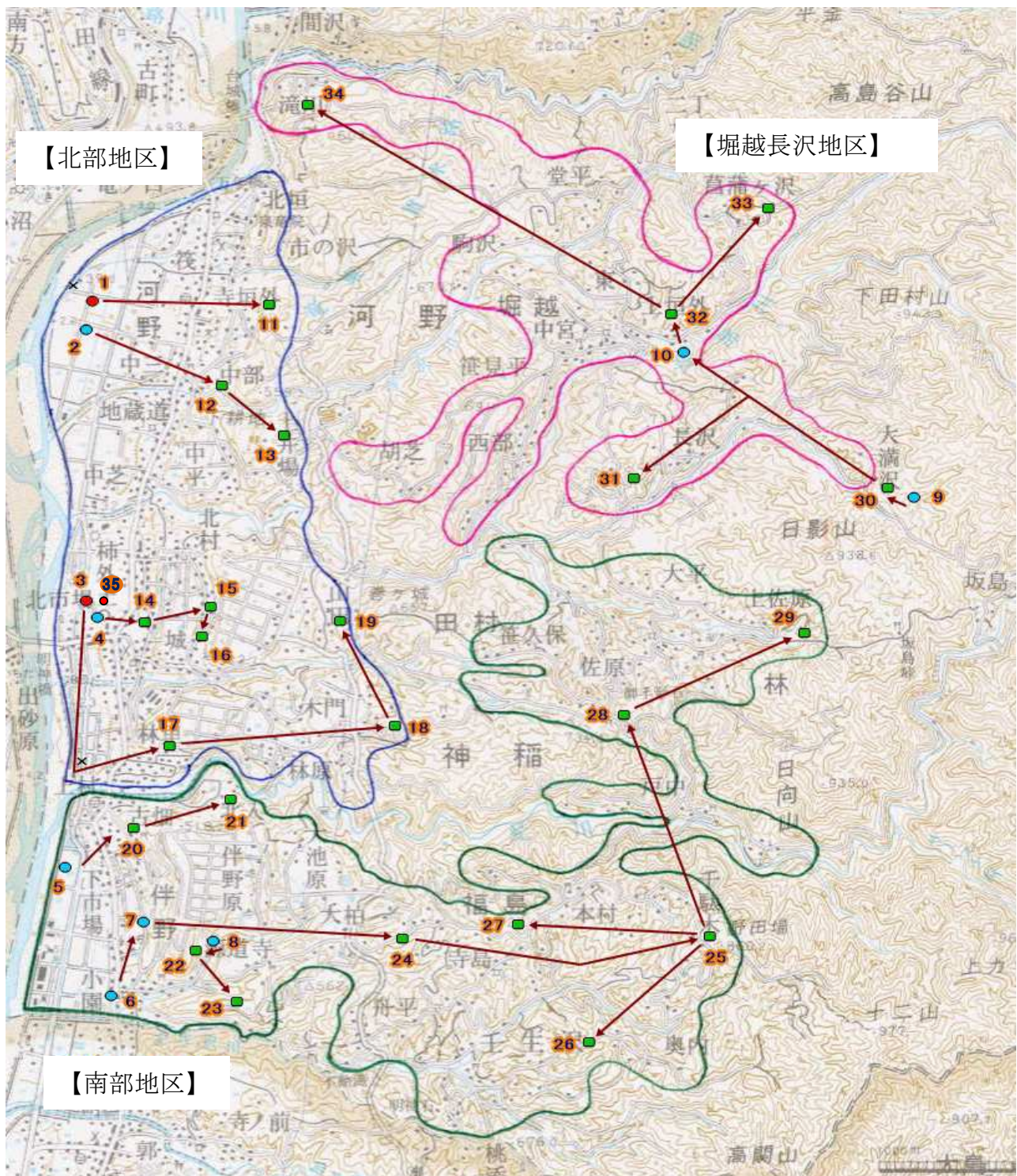
●印は浸水想定区域内にある要配慮者利用施設

▲印は土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設

福祉避難所

	施設名	住所	電話番号	収容人数
1	デイサービスセンター ほほえみ	神稲3039-1	35-1122	25
2	介護予防拠点施設 はつらつ	神稲12462	34-3488	20
3	介護老人保健施設 はやしの杜	神稲4176	35-1870	30
4	認知症グループホーム あぐり河野	河野1669-3	34-3535	20
5	こぶし園	神稲4026-1	35-8573	20
6	児童養護施設 慈恵園	神稲4461	35-4815	80

【豊丘村水道事業 水道施設 配置図】



1. 河野第四水源	8. 小園水源	15. 北村配水池	22. 小園配水池	29. 佐原配水池
2. 河野第三水源	9. 長沢水源	16. 田村高区配水池	23. 南入配水池	30. 長沢高区配水池
3. 田村第二水源	10. 堀越水源	17. 林配水池	24. 丸山配水池	31. 長沢低区配水池
4. 田村水源	11. 河野第二配水池	18. 木門配水池	25. 千駄木配水池	32. 堀越配水池
5. 伴野水源	12. 河野第一配水池	19. 山田配水池	26. 壬生沢配水池	33. 菖蒲ヶ沢配水池
6. 新南部水源	13. 中平配水池	20. 伴野配水池	27. 福島配水池	34. 滝川配水池
7. 南部水源	14. 田村低区配水池	21. 北入配水池	28. 御手形配水池	35. 田村第三水源

豊丘村 給水装置工事 指定工事店

R2. 4. 1現在

No	業 者 名	住 所	電 話	備 考
1	協和設備 (有)	飯田市上郷飯沼3401	22-5839	
2	(株) 丸三建設	飯田市座光寺3905-4	23-9096	☆
3	北伸設備	豊丘村大字神稲9005-14	35-1373	☆
4	(有)前野工業	豊丘村大字神稲4587-2	35-4466	☆
5	(有) マルトモ	喬木村885-3	33-2115	☆
6	筒井設備	豊丘村大字神稲6819-1	35-1436	☆
7	(有) 河野組	豊丘村大字河野2740-1	35-2639	☆
8	(有) 尾畑組	豊丘村大字河野2814	35-2438	☆
9	かつの商店	豊丘村大字神稲3386-8	35-2857	☆
10	日幸設備 (株)	高森町山吹6004-1	35-5177	☆
11	飯田工業(株)	飯田市羽場坂町2350-4	22-6346	☆
12	(有) 高森設備	高森町下市田2422-130	35-6110	☆
13	(株) キタハラ	豊丘村大字神稲353-4	35-2018	☆
14	(株)東設	飯田市座光寺6711-2	23-6211	☆
15	ウチヤマ設備	喬木村2100-43	33-4517	
16	J Aみなみ信州	飯田市北方3852-22	34-2250	北部ガスセンター
17	(有) 中央住設	飯田市上郷飯沼1938-1	24-2843	☆
18	(有) 松川設備工業	松川町元大島3171-2	36-4555	
19	(有) 清水建材工業	豊丘村大字神稲393-5	35-2558	
20	(有) むかいや設備	中川村葛島1443	88-3600	☆
21	北原産業(株)	松川町上片桐4630	36-5111	☆
22	(株)シノダ設備	飯田市今宮町2-34	23-5752	☆
23	(有) 大場住設工業	松川町大島1675-1	36-4733	
24	南信冷熱工業 (有)	高森町山吹364-1	35-4010	☆
25	竜建ホミー (株)	豊丘村大字神稲3050	35-3201	☆ 豊丘事務所
26	(有) タナダ工業	豊丘村大字神稲10955-2	35-4550	☆

☆：豊丘村の排水設備工事資格あり

豊丘村排水設備工事 指定工事店

平成 31 年 4 月 1 日 現在

No.	業者名	住所	電話	備考
1	有限会社 前野工業	豊丘村神稲 4587-2	35-4466	☆
2	有限会社 河野組	豊丘村河野 2740-1	35-2639	☆
3	株式会社 丸三建設	飯田市座光寺 3905-4	23-9096	☆
4	かつの商店	豊丘村神稲 3386-8	35-2857	☆
5	株式会社 東設	飯田市座光寺 6711-2	23-6211	☆
6	飯田工業 株式会社	飯田市羽場坂町 2350-4	22-6346	☆
7	有限会社 マルトモ	喬木村 885-3	33-4401	☆
8	株式会社 中央住設	飯田市上郷飯沼 1938-1	24-2843	☆
9	有限会社むかひや設備	中川村葛島 1443	0265-88-3600	☆
10	日幸設備 株式会社	高森町山吹 6004-1	35-5177	☆
11	株式会社 キタハラ	豊丘村神稲 353-4	35-2018	☆
12	有限会社 尾畑組	豊丘村河野 2814	35-2438	☆
13	北伸設備	豊丘村神稲 9005-14	35-1373	☆
14	筒井設備	豊丘村神稲 6819-1	35-1436	☆
15	神稲建設 株式会社	豊丘村神稲 9182	35-2511	
16	株式会社シノダ設備	飯田市今宮町 2 - 34	23-5752	☆
17	日中住設	豊丘村神稲 3928	35-8293	
18	南信冷熱工業 有限会社	高森町山吹 364-1	35-4010	☆
19	有限会社 高森設備	高森町下市田 2422-130	35-6110	☆
20	竜建ホミー 株式会社	豊丘村神稲 3050	35-3201	☆
21	有限会社 タナダ工業	豊丘村神稲 10955-2	35-4550	☆
22	北原産業株式会社	松川町上片桐 4630	36-5111	☆

☆：豊丘村の給水装置工事資格あり

激甚災害指定基準

中央防災会議が決定した基準（平成12年3月24日改正）であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている。

激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 1000 分の5</p> <p>(B基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 1000 分の2</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の標準税収入総額 × 0.25</p> <p>(2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 > 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額 × 0.05</p>	<p>法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）</p>
<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の0.5</p> <p>(B基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の0.15</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額 × 100 分の4</p> <p>(2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10 億円</p>	<p>法第5条（農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置）</p>
<p>次の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額5,000万円以下と認められる場合は除く。</p> <p>(1) 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害</p> <p>(2) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 1.5 であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害</p>	<p>法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）</p>
<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>(A基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の0.5</p> <p>(B基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の0.15</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 > 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 100 分の3</p>	<p>法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）</p>

激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の5 (B基準) 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の60 (2) 一の都道府県内の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の1</p>	<p>法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）</p>
<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。）×100分の0.2 (B基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2 ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>	<p>法第12条、13条、15条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）</p>
<p>激甚法第2章の措置が適用される激甚災害、ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外</p>	<p>法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業の補助）、第19条（市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例）</p>

激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数>被災地全域で 4,000 戸以上 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。</p> <p>1 滅失住宅戸数>被災地全域で 2,000 戸以上かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で 200 戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の10%以上</p> <p>2 滅失住宅戸数>被災地全域で 1,200 戸以上かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で 400 戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の20%以上</p>	<p>法第22条（り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）</p>
<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害</p>	<p>法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）</p>
<p>その他、災害発生の都度、被害の実状に応じ個別に考慮</p>	<p>上記以外の措置</p>

局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模で捉え、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>1 公共施設災害関係 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額＜当該市町村の当該年度の標準税込額×1/2に該当する市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただしその該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、概ね1億円未満を除く。</p>	<p>1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置 2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第項、第3項及び第4項の措置</p>
<p>2 農地、農業用施設等災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第5条第1項規定の農地農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該経費の額が1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額が概ね5,000万円未満を除く。</p>	<p>1 左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置 2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置</p>
<p>3 林業災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍。ただし、当該林業被害見込額＜当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の0.05の場合を除く。 かつ、大火による災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積＞300haの市町村、その他の災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）×100分の25の市町村が1以上ある災害</p>	<p>左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の2の措置</p>
<p>4 中小企業施設災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該被害額1,000万円未満は除外）が1以上ある災害 ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条、第13条及び第15条の措置</p>

災害弔慰金、災害障害見舞金の概要

○「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年9月18日法律第82号）

災害弔慰金の支給

- (1) 実施主体 市町村（特別区を含む）
- (2) 対象災害 自然災害
 - ・ 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
 - ・ 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
 - ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
 - ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
- (3) 受給遺族 ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母
イ. 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹
(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)
- (4) 支給額 ア. 生計維持者が死亡した場合500万円
イ. その他の者が死亡した場合250万円
- (5) 費用負担 国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4

災害障害見舞金の支給

- (1) 実施主体 1に同じ
- (2) 対象災害 1に同じ
- (3) 受給者 (2)により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者
- (4) 支給額 ア. 生計維持者250万円
イ. その他の者125万円
- (5) 費用負担 1に同じ

災害援護資金の概要

○根拠法律「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭48法82）

- (1) 実施主体 市町村
- (2) 対象災害 都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害
- (3) 受給者 (2)により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- (4) 貸付限度額 350万円

①世帯主の1か月以上の負傷 ②家財の1/3以上の損害 ③住居の半壊 ④住居の全壊 ⑤住居の全体が滅失若しくは流失	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; border-right: 1px solid black; padding: 2px;">150万円</td> <td style="width: 10%; border-right: 1px solid black;"></td> <td style="width: 10%; border-right: 1px solid black;"></td> <td style="width: 10%; border-right: 1px solid black;"></td> <td style="width: 10%; border-right: 1px solid black;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding: 2px;">150万円</td> <td style="border-right: 1px solid black;"></td> <td style="border-right: 1px solid black;"></td> <td style="border-right: 1px solid black;"></td> <td style="border-right: 1px solid black;"></td> <td style="padding: 2px;">250万円</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding: 2px;">170万円(250)</td> <td style="border-right: 1px solid black;"></td> <td style="border-right: 1px solid black;"></td> <td style="border-right: 1px solid black;"></td> <td style="border-right: 1px solid black;"></td> <td style="padding: 2px;">270万円(350)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding: 2px;">250万円(350)</td> <td style="border-right: 1px solid black;"></td> <td style="border-right: 1px solid black;"></td> <td style="border-right: 1px solid black;"></td> <td style="border-right: 1px solid black;"></td> <td style="padding: 2px;">350万円</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding: 2px;">350万円</td> <td style="border-right: 1px solid black;"></td> <td style="border-right: 1px solid black;"></td> <td style="border-right: 1px solid black;"></td> <td style="border-right: 1px solid black;"></td> <td style="padding: 2px;">350万円</td> </tr> </table>	150万円						150万円					250万円	170万円(250)					270万円(350)	250万円(350)					350万円	350万円					350万円
150万円																															
150万円					250万円																										
170万円(250)					270万円(350)																										
250万円(350)					350万円																										
350万円					350万円																										

(注) 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は()内の額

(5) 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1 人	220万円
2 人	430万円
3 人	620万円
4 人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。	

- (6) 利率 年3% (据置期間中は無利子)
- (7) 据置期間 3年 (特別の場合5年)
- (8) 償還期間 10年 (据置期間を含む)
- (9) 償還方法 年賦又は半年賦
- (10) 貸付原資負担 国 2/3 都道府県・指定都市 1/3

○豊丘村防災会議条例

昭和38年12月23日

条例第22号

改正 平成12年3月24日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき豊丘村防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 豊丘村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 豊丘村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、村長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 長野県の知事の部門の職員のうちから村長が任命する者 1人

(2) 長野県警察の警察官のうちから村長が任命する者 1人

(3) 村長がその部門の職員のうちから指命する者 8人

(4) 教育長

(5) 消防団長

(6) 学識経験を有する者のうちから村長が任命する者 18人以内

(7) 豊丘村を構成団体とする南信州広域連合の消防長又は当該連合の消防吏

員その他の職員のうちから村長が任命する者

6 前項第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

2 専門委員は関係地方行政機関の職員、長野県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共団体の職員及び学識経験を有する者の中から村長が任命する。

3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月24日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(豊丘村水防協議会条例の廃止)

2 豊丘村水防協議会条例(昭和56年豊丘村条例第19号)は、廃止する。

○豊丘村地震災害警戒本部条例

昭和54年12月25日

条例第20号

(目的)

第1条 この条例は大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)第18条第4項の規定に基づき、豊丘村地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は本部員のうちから村長が任命する。

4 副本部長は本部長を助け本部長に事故があるときはその職務を代理する。

5 本部員は次に掲げる者をもって充てる。

(1) 長野県警察の警察官のうちから村長が任命する者

(2) 村の教育委員会の教育長

(3) 村長がその部内の職員のうちから指名する者

(4) 村の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから村長が任命する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は村の職員のうちから村長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは第1項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○豊丘村地震災害警戒本部規則

昭和54年12月25日

規則第9号

改正 昭和59年3月22日規則第7号
平成12年3月30日規則第13号
平成13年12月27日規則第10号
平成19年4月1日規則第13号
平成22年7月1日規則第7号
平成26年4月1日規則第13号
平成30年10月12日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は豊丘村地震災害警戒本部条例(昭和54年豊丘村条例第20号)第4条の規定に基づき豊丘村地震災害警戒本部(以下「本部」という。)の部及び本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 本部は豊丘村役場内に置く。

(組織)

第3条 本部の組織は次に掲げる者をもって充てる。

本部長 村長

副本部長 副村長

本部員 教育長、総務課長、健康福祉課長、産業建設課長、環境課長、税務会計課長、議会事務局長、教育委員会事務局長、子ども課長、消防委員、南信森林管理署豊丘森林事務所長、飯田警察署豊丘村駐在所駐在員、村内区長等及び豊丘村赤十字奉仕団委員長

(部の設置)

第4条 本部に次の室及び部を置く。

本部事務局、税務会計班、医療衛生班、住民班、輸送・財政・住宅班、上下水道環境班、建設班、農政林務班、教育班、保育園班及び福祉班

2 地域ごとの警戒体制強化のため必要により次の支部を置くことができる。

河野支部、堀越支部、田村支部、林支部、伴野支部、福島支部及び壬生沢支部

(所掌事務)

第5条 本部は次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地震警戒本部の組織及び運営に関する事項
- (2) 地震防災応急対策要員の参集に関する事項
- (3) 地震防災応急対策に係る措置に関する事項
- (4) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画に関する事項
- (5) 大規模な地震に係る防災訓練計画に関する事項
- (6) 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

(会議)

第6条 地震防災会議(以下「防災会議」という)は第3条に掲げる者により構成し、必要により本部長が招集し本部長は会議の議長となる。

2 防災会議は過半数の出席で成立し協議事項は出席者の過半数で決める。

(代決事項)

第7条 本部長不在のときは副本部長が、本部長副本部長共に不在の時はあらかじめ本部長が指定した本部員がその事務を代決する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年3月22日規則第7号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月30日規則第13号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年12月27日規則第10号)

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日規則第13号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年7月1日規則第7号)

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日規則第13号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年10月12日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

○災害対策本部条例

昭和38年12月23日

条例第24号

改正 平成8年6月25日条例第18号

平成24年9月5日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、豊丘村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を統括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第3条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対

策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年6月25日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月5日条例第20号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

○豊丘村火入れに関する条例

昭和59年 6月13日

条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、豊丘村の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法(昭和26年法律第249号)第21条の許可の手續その他必要な事項を定めることを目的とする。

(許可の申請)

第2条 森林法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入予定期間」という。)の開始する日の7日前までに、様式第1号による申請書2通に、次の各号に掲げる書類を添え、村長に提出しなければならない。

- (1) 火入れを行おうとする土地(以下「火入地」という。)及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図
- (2) 火入地が、申請者以外の者が所有し又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書
- (3) 申請者が、請負(委託)契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負(委託)契約書の写し

2 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者(以下「火入責任者」という。)を定め、申請書に明示しなければならない。

(許可の要件)

第3条 村長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

- (1) 火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。
- (2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

(許可証の交付等)

第4条 村長は、火入れの許可をするときは、森林法第21条第1項の規定に基づ

き、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した様式第2号による許可証(以下「火入許可証」という。)を交付するものとする。

2 村長は、火入れを不許可とするときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。

(許可後における指示)

第5条 村長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、森林法第21条の規定に基づき火入れの差し止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

(許可の対象期間)

第6条 火入れの許可の対象期間は、1件につき7日以内とする。

(許可の対象面積)

第7条 1団地における1回の火入れの許可の対象面積は、5ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を1ヘクタール以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の1区画の火入れを行う場合にあっては、村長はこれを超えて許可をすることができる。

(火入れの通知)

第8条 火入れの許可を受けた者(以下「火入者」という。)は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を村長に通知しなければならない。

(火入許可証の返納)

第9条 火入者は、火入れが終了したとき、又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに村長に火入許可証を返納しなければならない。

(火入責任者の義務)

第10条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。

2 火入責任者は、火入れに際し、火入許可証を携帯しなければならない。

3 火入責任者は、次条に定める防火の設備及び第12条に定める火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認し

た後でなければ火入れをしてはならない。

(防火帯の設置)

第11条 火入責任者は、火入地の周囲に幅3メートル以上(火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については5メートル以上)の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、堰等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

(火入従事者)

第12条 火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者(以下「火入従事者」という。)を配置しなければならない。

(1) 1ヘクタールまでは15人以上

(2) 1ヘクタールを超える場合にあっては、その超える面積1ヘクタールにつき5人を(1)の人数に加えて得た人数以上

2 火入者は、鋸、鉋、鎌、唐鍬、スコップ等の消火に必要な器具を、火入従事者に携行させなければならない。

3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

(火入れの方法)

第13条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。

2 火入れは、日の出後に着手し、15時までに終えなければならない。

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認め

られるとき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第15条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、村長及び消防長(消防署長)に連絡することのできる体制を確保しておかなければならない。

(消防長(消防署長)への通知等)

第16条 村長は、火入れの許可を行った場合には、消防長(消防署長)にその旨通知するものとする。

- 2 村長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、当該職員を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。
- 3 村長は、必要と認めるときは、火入れの際に当該職員を火入れに立ち合わせるすることができる。
- 4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

様式第1号(条例第2条関係)

火 入 許 可 申 請 書		
昭和 年 月 日		
豊丘村長	殿	
申請者 住 所		
氏 名 印		
次のように火入れを行いたいので許可されたく「村火入れに関する条例」第2条の規定により申請します。		
火 入 地	所 在 地	
	所 有 者 (管理者)	
	地 種 区 分	保安林()、普通林、原野、その他()
	所 有 区 分	国有地()、公有地()、私有地()
	面 積	総面積 ヘクタール
火 入 れ 期 間	昭和 年 月 日～ 年 月 日(日間)	
火 入 れ 目 的	1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採草地改良	
火 入 れ 方 法		
防 火 体 制	火入従事者	男 人、女 人、計 人
	防 火 帯	延長 メートル、幅員 メートル
	器 具	
火 入 責 任 者		
備 考	(添付書類 通)	

(注) 1 保安林の()の中には保安林種を記入、2 その他の()には土地現況を記入、3 所有区分の()には、所有形態の細分(部分林、部落有林、社寺有林等)を記入

様式第2号(条例第4条第1項関係)

火 入 許 可 証	
	昭和 年 月 日
許可番号	号
申請人	殿
	豊丘村長 氏 名 印
月 日に申請のあつた火入れは、下記のとおり許可する。	
火入場所	
面積	総面積 ヘクタール
目的	
期間	年 月 日～ 年 月 日(日間)
火入責任者	
指示事項	
備考	

様式第 1 号(条例第 2 条関係)

様式第 2 号(条例第 4 条第 1 項関係)

○資金積立金条例

昭和46年3月16日

条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第241条第1項及び第7項の規定に基づき、資金積立金(以下「基金」という。)の設置並びにその管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第241条第1項の規定により、別表のとおり基金を設置する。

(積立金額)

第3条 毎年度基金として積み立てる額は、歳入歳出予算で定める。

(基金の運用)

第4条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、その他証券の買入れ等の確実な方法によって運用しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、当該基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間、利率を定めて、基金の属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は村長が定める。

附 則

この条例は、昭和46年3月20日から施行する。

別表

名称	目的	用途
豊丘村財政調整基金	村財政の健全な運営を図る。	次に掲げる経費の財源に充てる。 1 経済事情の著しい変動により財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための

	<p>経費</p> <p>2 災害により生じた経費又は災害により生じた減収をうめるための経費</p> <p>3 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費</p> <p>4 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費</p> <p>5 償還期限を繰り上げて行う村債の償還の経費</p>
--	--

○災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年 9月21日

条例第23号

改正 平成31年 3月25日 条例第2号

令和元年 9月3日 条例第52号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する法律(昭和48年法律第82号、以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号、以下「令」という。)の規定に準拠し暴風雨等の自然災害により死亡した村民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって村民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 「災害」 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 「村民」 災害により被害を受けた当時、この村の区域内に住所を有していた者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 村は、村民が令第1条に規定する災害(以下この章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺

族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支払うものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、村長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条から第11条までに規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、

法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、村長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別な事情があるため、村長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手續)

第8条 村長は災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 村長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 村は、村民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該村民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 村は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の村民である世帯主に対し、その生活の立直しに資するため災害援

護資金の借入れ申込みがあった場合は、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び区分に応じ、それぞれ次の各号に掲げる額とする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く) 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住宅を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項カッコ書の場合は5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。
(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 雑則

(支給審査委員会の設置)

第16条 村に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、必要があると認めるときは、支給審査委員会を置くものとする。

2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他村長が必要と認める者のうちから、村長が任命する。

3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、村長が定める。

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月25日条例第2号)

(施行期日等)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15

条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金貸付について適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月3日条例第52号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、令和元年8月1日から適用する。

○災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年 8月21日

規則第8号

改正 平成31年 3月25日規則第3号

令和元年 9月24日規則第64号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年豊丘村条例第23号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 村長は条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 村長は、この村の区域外で死亡した村民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 村長は、本村に住所を有しない遺族に対しては遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 村長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病

の状況

- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項
(必要書類の提出)

第5条 村長は、本村の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった者に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 村長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか村長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他村長が必要と認める書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 村長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 村長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(様式第2号)を、借入申込者に交付するものとする。

2 村長は、借入申込者に対して、資金を貸付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書(様式第3号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書)(様式第4号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて村長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 村長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 村長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第5号)を村長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他村長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第6号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他村長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書(様式第7号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 村長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(様式第9号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書(様式第10号)を当該借受人に交付するものとする。

3 村長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他村長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第12号)を村長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 村長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(様式第13号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 村長は償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(様式第14号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 村長は、償除金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を村長に氏名等変更届(様式第15号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届出るものとする。

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けの手續について必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月25日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、適用しない。

附 則(令和元年9月24日規則第64号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

★災害時の応援協定締結状況一覧

協定の内容	協定の名称	相手方	締結日	備考
1	災害時の応急措置に関する協定書	豊丘建設業協会	H23.11.10	
36	災害時の応急措置に関する協定書 (協会脱退のため単独協定)	㈲小椋建設	H29.4.1	
2	災害時の応急措置に関する協定書	豊丘村上下水道組合	H23.11.18	
41	災害時における緊急的な調査の支援に関する協定書	(株)嶺水	R3.2.8	
3	上下水道資材の調達	飯田昭和企业㈱	H23.11.18	
4	資機材の調達	ハークス甲信越㈱	H23.12.9	
5	日用品の調達	NP0法人コメリ災害対策センター	H23.11.15	
6		豊丘ショッピングセンター 協業組合	H23.11.21	
7		アビタ高森店	H23.11.21	
8		㈲丸治下平商店 (セブンイレブン) 豊丘神福店	H23.11.30	
9	食糧品及び日用品の調	生活協同組合コープななかの	H23.12.15	
10	達	サークルK信州豊丘店	H23.12.26	
11		共栄ダンボール㈱	H27.2.2	
38	災害時における生活物資の供給および防災教育の支援に関する協定書 (発泡スチロール製のバケ、発泡スチロール製のバケ、防災教育全般)	興亜化成㈱、HARIO㈱	H31.2.12	
12		㈱キタハラ	H23.11.16	
13	燃料の調達	北原産業㈱	H23.11.15	
14		長野LP協会 飯伊支部・長野県Pガス協会	H26.2.17	
39	電力の供給	中部電力㈱電力ネットワークカンパニー	R1.5.24	
40	通信設備の供給	東日本電信電話(株)	R2.6.8	
15	要援護者の輸送	北部タクシ一㈱	H23.11.8	
16	福祉避難所の設置・運営	(福)豊丘村社会福祉協議会	H23.11.21	
17		㈱南信サービス	H23.11.21	
18	一般廃棄物収集	㈲中平商店	H23.11.21	
19		しなの環境サービス㈱	H23.11.21	
20	産業廃棄物収集、処分	㈱南信サービス	H23.11.14	
21	し尿等の収集	㈱南信サービス	H23.11.21	
22		北部衛生㈱	H23.11.21	
23	自治体間の相互応援	県内全市町村	H8.4.1	
24		三遠南信地域の市町村	H8.6.27	
25	医療	飯伊地区包括医療協議会	H8.5.31	
26	貯金の払戻し、貸付等	飯田郵便局・飯田下伊那特定郵便局	H9.8.25	
27	物資、資金融通	みなみ信州農業協同組合	H12.1.20	
28	応急危険度判定	社団法人長野県建築士会飯伊支部	H18.12.24	
29	消防	南信州広域連合・飯伊4市町村	H18.1.13	
30	飲料水の調達	名糖乳業㈱、ダイードリリンコ㈱	H20.4.25	
31		北陸コカ・コーラボトリング㈱	H28.9.28	
32	相互応援	慈恵園・林原木門地区	H24.9.12	
33	情報共有	天竜川上流河川事務所	H27.2.27	
35	避難所、避難場所として施設利用	天恵製菓㈱	H28.11.28	
37	災害緊急放送	飯田エフエム放送(株)	H29.7.1	
34	支援活動	豊丘村商工会	H27.4.1	

協定数：41協定 内訳：市町村間協定…3協定 民間協定…38協定

資料 03 被害状況報告等の様式

1 様式第 1 号 (概況速報) (表 1)

	概 況 速 報		
災 害 の 名 称		災 害 発 生 日 時	
報 告 の 時 限		発 受 信 時 刻	
発 信 者	()	受 信 者	()

被 害 の 種 別	被 害 状 況	
	被 害 地 域 ま た は 場 所	災 害 の 状 況
人 的 ・ 住 家 関 係		
農 業 関 係		
林 業 関 係		
公 共 土 木 施 設 関 係		
鉄道 } 通信 } 施 設 関 係 電力 } 水道 }		
そ の 他		
応 急 対 策 等 の 活 動 状 況 消 防 職 員 ・ 消 防 団 員 の 出 動 状 況 等		

注) 1 本報告は防災情報システムによる同等内容の報告により代えることが出来る。

2 様式第2号（人的及び住家の被害）
（表2）

地域振興局
市 町 村

人的及び住家の被害状況報告（発生・中間・確定）										
災害の名称			災害発生の日時			月 日 時				
災害発生の場所										
災害報告の時限			月 日 時現在			発信機関及び 発信担当者				
人的被害	死者				人	災害の概況				
	行方不明者				人					
	負傷者	重傷								人
		軽傷								人
		小計								人
	計				人					
住家の被害	全壊・全焼 又は流出	棟			棟	災害の概況				
		世帯			世帯					
		人員			人					
	半壊又は半焼	棟			棟	災害の概況				
		世帯			世帯					
		人員			人					
	一部破損	棟			棟	災害の概況				
		世帯			世帯					
		人員			人					
	床上浸水	棟			棟	災害の概況				
		世帯			世帯					
		人員			人					
床下浸水	棟			棟	災害の概況					
	世帯			世帯						
	人員			人						
非住家の被害(全・半壊)				棟						

- 注) 1 「人的被害」欄の「負傷者・重傷」とは、一月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、一月未満で治療できる見込みのものとする。なお、その区分が不明な場合は『調査中』と記載し、負傷者の合計数を「小計」に記載すること。
- 2 「住家の被害」欄の「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとする。
- 3 「住家の被害」欄の「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- 4 「住家の被害」欄の「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
- 5 「住家の被害」欄の「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合には2棟とすること。
- 6 「住家の被害」欄の各被害欄中、棟、世帯、人員欄のいずれかに記載がある場合で、記載された欄以外が不明な場合は『調査中』と記載すること。
- 7 「災害対策本部」欄には、災害対策基本法（昭和36年法律第228号）第23条の規定により設置した災害対策本部について記載すること。
- 8 「ボランティア活動の状況」欄には、ボランティアセンター設置状況（設置の有無及び設置場所等）、ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の有無等）、その他関連事項を記載すること。
- 9 本報告は消防庁第4号様式(その2)による報告に代えることができる。

様式第2-1号 (避難準備情報・避難勧告・避難指示等 避難状況報告)
 (表2の1)

災害の名称				災害発生日時	月	日	時
報告の時限	月	日	時現在	発信時刻	月	日	時
発 信 者							
避難準備情報・避難勧告・避難指示の状況				避難場所等の状況			
発令日時 及び準備、勧告、指示の別	地区名	世帯数	人 員	避難場所名	設置地区名	入所世帯数	入所人員
合計				合計			

注) 1 本報告は防災情報システムによる同等内容の報告により代えることが出来る。

(表5の2)

災害名		発生日	月 日 時	地域振興局名
		調査月日	月 日 時	

市町村名	区分	農地(A)			農業用施設(B)		計(A+B)		備考
		被害か所数	被害面積	被害額 (千円)	被害か所数	被害額 (千円)	被害か所数	被害額 (千円)	
	3万円以上 10万円未満								降雨量等
	10万円以上								
	3万円以上 10万円未満								
	10万円以上								
	3万円以上 10万円未満								
	10万円以上								
	3万円以上 10万円未満								
	10万円以上								
	3万円以上 10万円未満								
	10万円以上								
	3万円以上 10万円未満								
	10万円以上								
	3万円以上 10万円未満								
	10万円以上								

(表5の3)

農業関係被害報告（中間・確定）農業政策課								
災害の名称			災害発生日時		年 月 日 時			
			報告日時		月 日 時 現在			
区分	地域の別						計	
	農作物	水 稲	被害面積(ha)					
うち30%以上(ha)								
減収量(t)								
その他の農作物		被害面積(ha)						
		うち30%以上(ha)						
		減収量(t)						
		(種)						
樹体被害		被害面積(ha)						
		被害額(千円)						
		(種)						
計		被害面積(ha)						
		被害額(千円)						
施設	建物							
	温室(ガラス張)							
	プラスチックハウス							
	構築物							
	計	件数(件)						
被害額(千円)								
畜産物等	畜産物()							
	蚕繭()							
	その他()							
	計	被害額(千円)						
農地・農業用施設	農地	被害か所数						
		被害面積(ha)						
	農業用施設	被害か所数						
	計	被害か所数						
被害額(千円)								
被害額総計(計)								
被害農業者(家)数(戸)								

(注)：この表は、県農業政策課から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。
地域の別とは、上段を地域振興局別、下段を市町村別にする等適宜区分する。

(表6の3)

3 林道被害状況(速報、概況、確定)

災害の名称
災害発生年月日

調査年月日
地域振興局名

(単位：m, 千円)

速報 回次	市町村名	公 共				小 災				計				備考	
		路線名	路線 数	箇所 番号	延長	被害額	路線 数	箇所 番号	延長	被害額	路線 数	箇所 番号	延長		被害額
	合 計														

(表6の4)

4 林産物および林産施設被害状況(速報、概況、確定)

災害の名称
災害発生年月日

調査年月日
地域振興局名

災 害 の 種 類	
災 害 の 発 生 年 月 日	
被 害 調 査 年 月 日 被 害 発 生 地 域 (市 町 村 名)	

(1) 林産物被害

区	分	農 業 林 業 者						そ の 他						合 計							
		森 林 組 合 会 同 連 合 会		農 業 協 同 組 合 会 同 連 合 会		そ の 他 団 体		個 人		計		中 小 企 業 等 協 同 組 合		会 社 ・ 個 人		そ の 他		計			
		数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
木	立木 (m3)	天																			
		人																			
	素材 (m3)																				
	製材 (m3)																				
	その他																				
	小計																				
薪	薪炭原木 (m3)																				
	木炭 (kg)																				
	薪層積 (m3)																				
	その他																				
	小計																				
炭	小計																				
特殊	しいたけ (kg)																				
	わさび (kg)																				
	竹材 (束)																				
林産物	小計																				
合計	小計																				
被災者数	被災者数																				

注 1 木炭出荷調整対策事業による保管木炭が被害を受けた場合には木炭欄の内数として () 書で示すこと。
 2 立木は利用伐期令級以上のものを記入する。
 3 被害者数等の欄は森林組合等の団体にあってはその組合数、会社及び個人にあっては会社数及び戸数の実数を記入する。
 4 県有林 (県行造林含む) の被害を、その他欄に内数として () 書で示すこと。

(2) 林産施設被害

区分	その他												合計				
	中小企業等協同組合			会社			個人			その他							
	全壊	半壊	計	全壊	半壊	計	全壊	半壊	計	全壊	半壊	計	埋積土砂量(m ³)	排土費	数量	金額	排土費
木材倉庫(棟)																	
貯木場(坪)																	
網場																	
流送路(km)																	
木工建物(棟)																	
材施機械(点)																	
材施設																	
材加計																	
木集運材施設																	
木炭倉庫(棟)																	
炭窯(基)																	
木工建物(棟)																	
炭施炭窯(基)																	
炭施設																	
炭加計																	
炭簡易搬送施設																	
特殊林産倉庫(棟)																	
特殊わさび育成施設(坪)																	
特殊しいたけ育成施設(坪)																	
特殊しいたけほだ木(本)																	
特殊産工建物(棟)																	
特殊産物施機械(点)																	
特殊産物林加計																	
合計																	
被災者数等																	

注 1 堆積土砂量の欄は貯木場および流送路についてのみ記入する。
 2 被災者数等の欄は、中小企業等協同組合にあってはその組合数、会社、個人にあっては会社数及び戸数の実数を記入する。

(3) 林産物間接被害

区分	農				林				業				者				の				他		計	
	森林組合連合会		農業協同組合		その他任意団体		会社・個人		計		中小企業等協同組合		会社・個人		その他		計		他		計			
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額		
木材	立木 (m3)																							
	素材 (m3)																							
	製材 (m3)																							
	その他																							
小計																								
薪炭	薪炭原木 (m3)																							
	本炭 (kg)																							
	薪層積 (m3)																							
	その他																							
小計																								
特殊林産物	しいたけ (kg)																							
	わさび (kg)																							
	竹材 (束)																							
小計																								
合計																								
被災者数																								

注 1 道路の決壊、橋梁の破損、その他により運搬不能等となった滞貨及び金額を記入する。
 2 被災者数等の欄は森林組合等の団体にあってはその組合数、会社及び個人にあっては会社数及び戸数の実数を記入する。

(表6の6)

災害の名称

災害発生年月日

6 苗畑被害状況(速報、概況、確

調査年月日

地域振興局名

(1) 苗木被害報告

市町村	施業量						被害量						備考			
	樹種	ha 面積	本数(千本)				経営 者数	ha 面積	本数(千本)					被害率 % (B/A)	被害 金額 千円	経営 者数
			1年生	2年生	3年生	計(A)			1年生	2年生	3年生	計(B)				
	すぎ															
	ひのき															
	合計															

- 注 1 施業量のうち1年生にあつては得苗見込本数を、2・3年生にあつては作付本数を記入すること。
 2 すぎさしきについては別欄とすること。
 3 被害面積は区域面積(附属地を合む)とすること。
 4 被害欄は上段に総被害量を記入し、下段に30%以上の被害量を()に内数で記入すること。
 5 被害金額については毎年知事が示す標準被害額に時期別修正係数を乗じて算定すること。

(2) 苗畑施設被害報告

市町村	項目 被害の内容	箇所数	被害数量	被害金額	復旧の種類	数量	単価	金額	備考
		()	()	()		()	()	()	

- 注 1 被害の内容は「畑地埋没」「畑地流失」「灌水施設破損」「堆肥舎倒潰」等と具体的に明記すること。
 2 一つの被害内容ごとに「土砂排除」「跡地整理」等復旧欄に明記すること。
 3 埋没流失の数量欄は、面積と耕土の流失埋没量(立米)を記入すること。
 4 数量金額は、上段に総数金額を記入し、下段に30%以上の被害量を()に内数で記入すること。

(表6の7)

災害の名称

災害発生年月日

7 共同利用施設等被害状況(速報、概況、確定)

調査年月日

地域振興局名

市町村名	導入年度	事業主体	施設名	事業費	被害数量	単位	被害額	備考
				千円			千円	
	計							

7 様式第7号（土木関係被害）
（表7の1）

災害総括表
（単位：千円）

区 分	前回の報告分								今回の報告分		年間の合計			
	自 月 至 月 日 日	異常気象名	自 月 至 月 日 日	異常気象名	自 月 至 月 日 日	異常気象名	自 月 至 月 日 日	異常気象名	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
河川														
砂防														
地すべり														
急傾斜														
道路														
橋梁														
計														
河川														
道路														
橋梁														
計														
河川														
砂防														
地すべり														
急傾斜														
道路														
橋梁														
計														
合計														

(表7の2)

国庫災害、被災報告各所別集計表(県工事)

(単位：千円)

工種別 所別	河川		砂防 設備	地すべり防止施設	急傾斜地崩壊防止 施設	道	路	橋	梁	計
	日～	月								
1	佐久									
2	上田									
3	諏訪									
4	伊那									
5	飯田									
6	木曾									
7	松本									
8	安曇野									
9	大町									
10	千曲									
11	須坂									
12	長野									
13	北信									
14	犀川									
15	姫川									
16	土尻川									
	計									

(表7の3)

国庫災害、被災報告各所別集計表(市町村工事)

(単位：千円)

月 日～ 月 日 ()

工種別 所別	河			川			道			路		橋		梁		計	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	計
1 佐久																	
2 上田																	
3 諏訪																	
4 伊那																	
5 飯田																	
6 木曾																	
7 松本																	
8 安曇野																	
9 大町																	
10 千曲																	
11 須坂																	
12 長野																	
13 北信																	
14 犀川																	
15 姫川																	
16 土尻川																	
計																	

(表7の6)

雪崩災害報告										
事務所名 ()				第 報 (月 日 時現在)						
ふりがな 場 所	郡町 大字 市村			ふりがな 区 名						
発 生 日 時	月 日 時			雪崩危険箇所点検番号						
気 象 状 況	雪崩発生時の天候	晴・曇・雨・雪・みぞれ								
	雪崩発生時の積雪深	cm	観 測 所 名	観測所との距離	観測所との標高差					
	雪崩発生時の気温	℃								
	雪崩発生時の降雪深	cm								
保 全 対 象	人 家 戸 公共的建物 公共的施設			斜面の向き	北・北東・東・南東・南・南西・西・北西					
斜高の高さ				概況平面図			縦断図			
植生の状況										
雪崩の状況	拡大等の見込み									
	雪崩の種別	表層・全層								
	高 さ									
	幅									
	雪崩雪量									
	発生区の傾斜度									
	走路の長さ									
見通し勾配										
被害の状況	死者・負傷者等	有・無	死者 名	行方不明者 名	負傷者 名					
	住宅被害	有・無	全壊 戸	半壊 戸	一部破損 戸					
	公共的建物被害	有・無								
	その他の建物被害	有・無								
	その他の概況									
応急対策及び 警戒避難状況	応 急 対 策									
	避 難 状 況									
	地域防災計画記載									
適用法令等の 施行状況	法 令 等	有 無	法 令 等	有 無						
	急傾斜地崩壊危険区域		急傾斜地崩壊危険実態調査箇所	箇所番号						
	建築基準法による災害危険区域		宅地造成工事規制区域							
	地すべり防止区域(農・林・土)		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域							
	砂防指定地		旧住宅地造成事業に関する法律の適用区域							
	保安林		宅地基準条例の適用区域							
	災害対策基本法防災計画区域		そ の 他							
備 考										
受 信 者				送 信 者 氏 名				受 信 者 氏 名		

8 様式第8号 (都市施設被害)

(表8の1)

都市施設被害状況報告										(中間 確定)																
災害の名称			災害発生日時			月		日		時																
災害発生場所																										
報告の時限			月			日			時 現在			発受信時刻		日		時		分								
発 信 者			()			受 信 者			()																	
種 別	区	分	か所数	被害面積又は延長等			被害金額(千円)		復旧金額(千円)		摘要															
都市施設災害	街 路																									
	都 市 公 園																									
	都 市 排 水 路																									
	公 下 水 共 道	排 水 施 設																								
		ポ ン プ 場 施 設																								
		処 理 施 設																								
	区 整 画 理	街 路																								
		公 園 緑 地																								
		水 路																								
	防 空 壕 ・ そ の 他																									
堆 積 土 砂																										
合 計																										
建物災害及び損害面積	区	分	住家(戸)	非住家(戸)	計(戸)		区	分	面積(ha)		摘 要															
	全 壊						市街地被害面積																			
	半 壊						その他被害面積																			
	流 失						計																			
	床 上 浸 水						全市街地面積																			
	床 下 浸 水																									
状況	発火	月			日			時			分		鎮火	月			日			時			分		被災か所	
	風向				風速	最大	m/sec		平均	m/sec		湿度				%										
建焼 物 災 害 面 積 及 び 積	区分	住家(戸)	非住家(戸)	計(戸)		区	分	面積(ha)		摘 要																
	全 壊						全市街地																			
	半 壊						被災面積																			
計																										
備考	1 土地区画整理事業を施行する必要がある(ある・ない・不明)																									
	2 都市計画との関連()																									

(表 8 の 2)

都市施設被害状況報告 (中間・確定)			
災 害 の 名 称		災害発生日時	月 日 時
		報 告 日 時	月 日 時 現在

区 分		地域別の別					計
街 路	か 所						
	被害額(千円)						
都 市 公 園	か 所						
	被害額(千円)						
都 市 排 水 路	か 所						
	被害額(千円)						
公 共 下 水 道	排水施設	か 所					
	被害額(千円)						
	ポンプ場施設	か 所					
	被害額(千円)						
	処理施設	か 所					
	被害額(千円)						
区 画 整 理	街 路	か 所					
	被害額(千円)						
	公園緑地	か 所					
	被害額(千円)						
	水 路	か 所					
	被害額(千円)						
防 空 壕 其 他	か 所						
	被害額(千円)						
堆 積 土 砂	か 所						
	被害額(千円)						
合 計	か 所						
	被害額(千円)						

注：本表は、県都市・まちづくり課及び生活排水課から県危機防災課に報告する場合に用いる。
 地域の別は、上欄を建設事務所別、下欄を市町村別にする等適宜区分する。

9 様式第9号 (水道施設被害)
(表9の1)

水道施設被害状況報告 (中間確定)			
災害の名称		災害発生日時	月 日 時
災害発生場所			
報告の時限	月 日 時 現在	発受信時刻	日 時 分
発信者	()	受信者	()
水道の名称		給水区域及び 現在給水人口	(戸 人)
被害給水区域 及び被害給水 人口	(戸 人)		
災害の状況		被害 金額	千円
応急措置及び 給水現状			
給 水 応 援	消毒機械及び薬品応援	復旧資材労務応援	技 術 応 援
緊急応援の 要否	給水車 両/日 ³ m分	乾式注入能力 g/h 機	
	ろ水器 両/日 ³ m分	湿式 g/h 機	
	自衛隊給水班要請/ 日 ³ m 日間	簡易滅菌機 g/h 機	
	水道から応急給水/ 日 ³ m分	液体塩素 kg 入 本	
	日間	さらし粉高度 普通 500g 本	
	必要なし	必要なし	

10 様式 10号 (廃棄物処理施設被害)
(表 10 の 1)

廃棄物処理施設 (ごみ・し尿・ 合併浄化槽) 被害状況報告 (中間 確定)			
災害の名称		災害発生日時	月 日 時
災害発生場所			
報告の時限	月 日 時 現在	発受信時刻	日 時 分
発 信 者	()	受 信 者	()

被 害 施 設 名			
被害の区域および処理 人 口			
被 害 の 状 況			
被 害 額	千円	千円	千円
応 急 措 置 の 現 況			
災 害 救 助 の 有 無			
そ の 他 必 要 な 事 項			

(表 11 の 2)

感 染 症 関 係		(中間 確定)	保健・疾病対策課
災 害 の 名 称	災 害 発 生 日 時		月 日 時
	報 告 の 時 限		月 日 時現在

感 染 症										
項 目 地域 <small>の別</small>	病名		病名		病名		病名		病名	
	発 生 患 者 等 数 (人)	う ち 死 者 (人)	発 生 患 者 等 数 (人)	う ち 死 者 (人)	発 生 患 者 等 数 (人)	う ち 死 者 (人)	発 生 患 者 等 数 (人)	う ち 死 者 (人)	発 生 患 者 等 数 (人)	う ち 死 者 (人)
計										

注：本表は、県健康づくり支援課から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。
 地域の別は、左欄を保健所別、右欄を市町村別にする等適宜区分する。

12 様式第 12 号 (医療施設被害)
(表 12 の 1)

医療施設被害状況報告			(中間 確定)	保健所名
災害の名称		災害発生日時	月	日 時
報告の時限	月 日 時 現在	発受信時刻	日	時 分
発信者	()	受信者	()	

区分	施設名	経営主体	所在地	被害の程度					被害額	復旧に要する経費
				全壊棟	流出棟	半壊棟	浸水棟	その他棟		
(病院)				棟	棟	棟	棟	棟	千円	千円
(診療所)										
合 計										

- 注：1 本表は、保健所が管内の各施設の状況を県医療政策課に報告する場合に用いる。
 2 各施設ごとの詳細な被害状況は別案にして添付すること。
 3 被害施設がへき地出張診療所の場合は、経営主体欄にその旨を記載すること。

13 様式第13号（商工関係被害）
（表13の1）

商工関係被害状況報告							〔中間確定〕			
災害の名称					災害発生日時		年 月 日 時			
災害発生場所										
報告の時限		月 日 時 現在			発受信時刻		日 時 現在			
発 信 者		()			受 信 者		()			
被害区分				業種区分		鉱工業	商業	サービス業	その他	計
組合、 団体 以外の 事業 所	建物の被害 (ア)	全 壊	棟数(棟)							
			損害額(千円)							
		半 壊	棟数(棟)							
			損害額(千円)							
		のそ 被の 害他	棟数(棟)							
			損害額(千円)							
	土地の被害 (イ)		損害額(千円)							
	(ア)(イ)以外の有形固 定資産の被害		損害額(千円)							
	製品・仕掛品・原材料 の損害		損害額(千円)							
	事業協同組合・商工組 合・協業組合の被害			件数(件)						
損害額(千円)										
商工会議所・商工会の被害			件数(件)							
			損害額(千円)							
小 計			損害額(千円)							
除雪、排水等の災害対策に要した経費(千円)										
その他災害の発生により生じた損害額(千円)										
損 害 額 総 計(千円)										
被 害 件 数 (事 業 (務) 所 数)										

- 注：1 事業協同組合、商工組合、協業組合の被害とは、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項の規定による中小企業団体についての物的被害とする。
- 2 その他災害の発生により生じた損害額とは季節的商品の出荷遅延による価格の減少額等をいう。
- 3 住宅と営業に供している建物とが同一建物である場合は、営業用建物部分についての被害を記入するものとする。ただし、被害態様が住宅部分と営業用建物部分とに区分することが困難な場合は、かっこ外書きにする。
- 4 業種区分中の「その他」には指定公共機関及び指定地方公共機関に係る被害を除くものとする。
- 5 大企業に関する被害については、内訳（大企業分としてまとめ）を別紙に記載する。

(表 13 の 2)

商工関係被害状況報告		(中間 確定)	産業政策課		
災害の名称	災害発生日時	月	日	時	
	報告の时限	月	日	時現在	

被害区分		地域の別				市町村			
		全	半	壊	その他				
組合 団体 以外 の 事業 所	建物の被害 (ア)	棟数	鉱工業						
			商業						
			サービス業						
			その他						
		損害額 (千円)	鉱工業						
			商業						
			サービス業						
			その他						
		棟数	鉱工業						
			商業						
			サービス業						
			その他						
	損害額 (千円)	鉱工業							
		商業							
		サービス業							
		その他							
	棟数	鉱工業							
		商業							
		サービス業							
		その他							
	損害額 (千円)	鉱工業							
		商業							
		サービス業							
		その他							
土地の被害 (イ)	鉱工業								
	商業								
	サービス業								
	その他								
(ア)(イ)以外の有形固 定資産の被害	鉱工業								
	商業								
	サービス業								
	その他								
製品、仕掛品、原材 料の被害	鉱工業								
	商業								
	サービス業								
	その他								
事業協同組合、商工組合 協業組合の被害	件数	(件)							
	損害額	(千円)							
商工会議所商工会の被害	件数	(件)							
	損害額	(千円)							
除雪排水等の災害対策に要した経費		(千円)							
その他災害の発生により生じた損害		(千円)							
損害額総計		(千円)							
被害件数		(事業(務)所数)							

注：本表は、県産業政策課から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。
地域の別は、上欄を地域振興局別、下欄を市町村別にする等適宜区分する。

(表 14 の 2)

観光施設被害状況報告 (中間確定)				山岳高原観光課		
災害の名称			災害発生日時	月	日	時
			報告の时限	月	日	時現在

区分	地域別の別							計
建 物 被 害 金 額	全	か 所 数						
		被害額(千円)						
	半	か 所 数						
		被害額(千円)						
	そ の 他	か 所 数						
		被害額(千円)						
	計	か 所 数						
		被害額(千円)						
	<u>工 作 物 被 害 金 額</u>							
	<u>土 地 被 害 金 額</u>							
	<u>設 備 被 害 金 額</u>							
	<u>被 害 総 額 (千 円)</u>							

注：本表は、県山岳高原観光課から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。
 地域の別は、上欄を地域振興局別、下欄を市町村別にする等適宜区分する。

(表 15 の 2)

教育関係施設被害状況報告				〔中間 確定〕		課
災害の名称	災害発生日時		月	日	時	
	報告の期限		月	日	時	現在

(単位 m²・千円)

施設の種別	被害施設数	被害状況								被害額合計	
		建築物				要補修	計	工作物被害金額	土地被害金額		設備被害金額
		新築		半壊							
		全壊面積	金額	半壊面積	金額						
幼稚園											
小学校											
中学校											
高等学校											
盲学校											
ろう学校											
養護学校											
大学・高専											
共同利用施設											
教員住宅											
社会教育施設											
文化財											
合計											

注：本表は、県関係課から県危機管理防災課ほか関係課に報告する場合に用いる。

16 様式第 16 号 (県有財産被害)
(表 16)

県有財産被害状況報告				(中間 確定)	課
災害の名称		災害発生日時	年	月	日 時
災害発生場所					
報告の時限	月	日	時	現在	発受信時刻
発信者	()		受信者	()	

区	分	数	量	被害額(千円)	区	分	数	量	被害額(千円)
庁舎	その他 の 建 物	全壊(棟)			全壊(棟)				
		流失(棟)			流失(棟)				
		半壊(棟)			半壊(棟)				
		床上浸水(棟)			床上浸水(棟)				
		床下浸水(棟)			床下浸水(棟)				
		一部破損(棟)			一部破損(棟)				
		小計			小計				
公舎 (宿舎) ・公営住宅	敷地	全壊(棟)			流失(m ²)				
		流失(棟)			その他				
	その他	半壊(棟)			財産(件)				
		床上浸水(棟)			物品(件)				
		床下浸水(棟)			その他(件)				
		一部破損(棟)			台計				
		小計							

注：本表は、県有財産管理者から県関係課に、および県関係課から財産活用課に、また財産活用課から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。

17 様式第 17 号 (市町村有財産被害)
(表 17)

市町村有財産被害状況報告				(中間 確定)	市町村名			
災害の名称		災害発生日時	年	月	日	時		
報告の時限	月	日	時	現在	発受信時刻	日	時	分
発信者	()		受信者	()				

この報告内容には、他の報告系統によるものはすべて含まれない。

建 物 被 害	施設の別	発生数(計)	全壊(流失)	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	被害額	備考
		棟	棟	棟	棟	棟	棟	千円	
	小計								
公 共 土 木 施 設 被 害 (市町村単災のみ)	種別	発生数	被害状況				被害額	備考	
	河川	か所					千円		
	道路								
	橋梁								
	小計								
そ の 他	種別	発生数	被害状況				被害額	備考	
		か所					千円		
	計	—	—						

注：本表は、市町村から地域振興局に、及び地域振興局から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。

18 様式第 18 号 (公益事業関係被害)
(表 18)

公益事業関係被害状況報告			(中間 確定)	機関名
災害の名称		災害発生日時	年	月 日 時
災害発生場所				
報告の時限	月 日 時 現在	発受信時刻	日	時 分
発 信 者	()	受 信 者	()	

区 分		被 害 発 生 数 ・ 被 害 程 度 数	被 害 額
被 害 状 況	建物等		千円
	被害箇所		
	不通箇所		
応 急 措 置 ・ そ の 他			

注：この表は、鉄道・通信・電力・ガス関係の被害について、各関係機関から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。

19 様式第 19 号
第 1 号様式
(火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者名	

火災種別	1. 建物 2. 林野 3. 車両 4. 船舶 5. 航空機 6. その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途			事業所名(代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)		人	死者の 生じた 理由		
	負傷者	重症 中等症 軽傷	人 人 人			
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼損程度	焼損棟数	全焼 半焼 部分 ぼや	棟 棟 棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他			人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

様式第19号の2

第2号様式（特定の事故）

- 事故名
- 1. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2. 危険物に係る事故
 - 3. 原子力施設等に係る事故
 - 4. その他特定の事故

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者名	

事故種別	1. 火災 2. 爆発 3. 漏えい 4. その他 ()					
発生場所						
事業所名		特別防災区域	〔レリアウト第一種、第一種 第二種、その他〕			
発生日時	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分			
(覚知日時)	(月 日 時 分)	鎮火(処理完了)日時	月 日 時 分			
消防覚知方法		気象状況				
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. R I 等 7. その他 () 物質名					
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高危混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()					
施設の概要		危険物施設の区分				
事故の概要						
死 傷 者	死者(性別・年齢)		負傷者数	人		
	計 人		重症	人		
			中等症	人		
			軽 症	人		
消防防災活動状況 及 救急・救助活動状況			出場機関	出場人員	出場資機材	
	事 業 所			自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				そ の 他	人	
			消防本部(署)	台 人		
			消 防 団	台 人		
			海上保安庁	人		
			自 衛 隊	人		
		そ の 他	人			
災害対策本部等の 設置状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分					
その他参考事項						

20 様式第 20 号 (警察調査被害)
(表 20)

被害種別	署別	長野中央	飯山	中野	須坂	長野南	千曲	上田	小諸	佐久	軽井沢	茅野	諏訪	岡谷	伊那	駒ヶ根	飯田	阿南	木曾	塩尻	松本	安曇野	大町	小計	累計
		長野中央	飯山	中野	須坂	長野南	千曲	上田	小諸	佐久	軽井沢	茅野	諏訪	岡谷	伊那	駒ヶ根	飯田	阿南	木曾	塩尻	松本	安曇野	大町	小計	累計
人的被害	死者 (人)																								
	行方不明者																								
	負傷者																								
建物被害	全壊 (むね)																								
	半壊																								
	流出																								
	全焼																								
	半焼																								
	床上浸水																								
耕地被害	床上浸水																								
	一部破損																								
道橋堤防	住家被害																								
	水田冠水																								
	流出、埋没																								
	畑冠水																								
山	路損壊 (箇所)																								
	冠水																								
山	流出、埋没																								
	冠水																								
山	流出、埋没																								
	畑冠水																								
山	路損壊 (箇所)																								
	冠水																								
山	流出、埋没																								
	畑冠水																								
山	路損壊 (箇所)																								
	冠水																								
山	流出、埋没																								
	畑冠水																								
山	路損壊 (箇所)																								
	冠水																								
山	流出、埋没																								
	畑冠水																								
山	路損壊 (箇所)																								
	冠水																								
山	流出、埋没																								
	畑冠水																								
山	路損壊 (箇所)																								
	冠水																								
山	流出、埋没																								
	畑冠水																								
山	路損壊 (箇所)																								
	冠水																								
山	流出、埋没																								
	畑冠水																								
山	路損壊 (箇所)																								
	冠水																								
山	流出、埋没																								
	畑冠水																								
山	路損壊 (箇所)																								
	冠水																								
山	流出、埋没																								
	畑冠水																								
山	路損壊 (箇所)																								
	冠水																								
山	流出、埋没																								
	畑冠水																								
山	路損壊 (箇所)																								
	冠水																								
山	流出、埋没																								
	畑冠水																								
山	路損壊 (箇所)																								
	冠水																								
山	流出、埋没																								
	畑冠水																								
山	路損壊 (箇所)																								
	冠水																								
山	流出、埋没																								
	畑冠水																								
山	路損壊 (箇所)																								
	冠水																								
山	流出、埋没																								
	畑冠水																								
山	路損壊 (箇所)																								
	冠水																								
山	流出、埋没																								
	畑冠水																								
山	路損壊 (箇所)																								
	冠水																								
山	流出、埋没																								
	畑冠水																								
山	路損壊 (箇所)																								
	冠水																								
山	流出、埋没																								
	畑冠水																								
山	路損壊 (箇所)																								
	冠水																								
山	流出、埋没																								
	畑冠水																								
山	路損壊 (箇所)																								
	冠水																								
山	流出、埋没																								
	畑冠水																								
山	路損壊 (箇所)																								
	冠水																								
山	流出、埋没																								
	畑冠水																								
山	路損壊 (箇所)																								
	冠水																								
山	流出、埋没																								
	畑冠水				</																				

21様式第21号 (被害状況総合)
 (表21の1) 被害状況総括

被 害 状 況 総 括 (中間確定 月 日 時現在)

県災害対策本部
 県危機管理防災課

災害の名称:	
発 生 日 時:	
発 生 地 域:	
被 害 総 括	
人的被害	死者 , 行方不明者 , 計= 人 重傷者 , 軽傷者 , 計= 人
被害総額	うち国直轄・公共機関分 千円 (, 千円) (10億) (百万) (※印の計)

災害対策本部 の設置状況
災害救助法の 適用市町村
自衛隊出動 状況
(概要)
.....
.....
.....

被害者の別		発生数	被害額(千円)	
住家等の被害	棟数	計 (棟)		
		全壊 (棟)		
		半壊 (棟)		
		一部破損 (棟)		
		床上浸水 (棟)		
		床下浸水 (棟)		
	非住家の全・半壊 (棟)			
	世帯及び人員	計	世帯人	
		全 壊	世帯人	
		半 壊	世帯人	
		一部破損	世帯人	
		床上浸水	世帯人	
		床下浸水	世帯人	
		計		
農業関係被害	農作物	水陸稲 (ha)		
		(ha)		
	施設 (件)	▽		
	畜産物等 ()			
	農地 (ha)			
	農業用施設 (カ所)			
林業関係被害	計 (カ所)			
	治山 (カ所)			
	林道 (カ所)			
	その他	※国直轄分 (治・林・他)	※	
公共土木施設関係被害	計 (カ所)			
	河川 (カ所)			
	砂防 (カ所)			
	道路 (カ所)			
	橋りょう (カ所)			
	※国直轄分 (河・道・橋)	※		
その他の被害	右欄の計 (千円)			
	うち建物 (▽印の計)			

被害者の別		発生数	被害額(千円)
都市施設被害	計 (カ所)		
水道施設被害	計 (施設)		
	被害給水人口 (人)		
清掃施設被害	計 (施設)		
医療施設被害	計 (施設)		
	うち建物被害 (棟)	▽	
商工関係被害	計 (件)		
	うち建物被害	鉱工業 (棟) ▽ 商業 (棟) ▽ その他 (棟) ▽	
	うち製品・原材料等		
	うち間接被害		
観光施設被害	計 (カ所)		
	うち建物被害 (棟)	▽	
教育関係被害	計 ()		
	うち建物被害 (棟)	▽	
県有財産被害	計 ()		
	うち建物被害 (棟)	▽	
市町村有財産被害	計 ()		
	うち建物被害 (棟)	▽	
	うち土木小災害 (カ所)		
社会福祉施設被害	計 (施設)		
	うち建物被害 (棟)	▽	
国保診療施設被害	計 (施設)		
	うち建物被害 (棟)	▽	
公益事業関係被害	計	※	
	鉄 道	不通カ所被害件数	
	通 信	不通回線	
	電 力	被害カ所 (停電地区)	
ガ ス	被害カ所		
そ の 他			

(表 21 の 2) 災害概況即報
 (消防庁第 4 号様式(その 1))

報告日時	平成 年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 _____ 報)

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)	(市町村)						

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記載して報告すれば足りること。)

(表 21 の 3) 被害状況即報
(消防庁第 4 号様式(その 2))

都道府県		長野県		区分		被害区分		被害		災害対策本部等の設置状況	都道府県	市町村
災害名 報告番号	災害名 第 報 (月日 時現在)	田	流失・埋没	ha	公共文教施設	千円		都道府県				
			冠水	ha		農林水産業施設	千円					
報告者名		畑	流失・埋没	ha	公共土木施設	千円		市町村				
			冠水	ha		その他の公共施設	千円					
文教施設		箇所		小計		千円						
病院		箇所		公共施設被害 市町村数		団体						
人的被害	死者	人		道路	箇所		農産被害	千円				
	行方不明者	人			橋りょう	箇所		林産被害	千円			
	負傷者	重傷	人			河川	箇所		畜産被害	千円		
	軽傷	人	港湾	箇所			水産被害	千円				
住家被害	全壊	棟		砂防	箇所		商工被害	千円				
		世帯			清掃施設	箇所		その他	千円			
		人				崖くずれ			箇所		被災船舶	隻
	半壊	棟		鉄道不通	箇所		水道	戸				
		世帯			電話	回線		被害総額	千円			
		人		電気		戸	備		災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況			
	一部破損	棟			ガス	戸		考				
		世帯		ブロック塀等		箇所						
	床上浸水	棟			り災世帯数	世帯						
		世帯		り災者数	人							
人			火災発生	建物	件							
床上浸水	棟			危険物	件							
	世帯			その他	件							
非住家	公共建物	棟										
	その他	棟										

※被害額は省略することができるものとする。

22 補記（被害状況総括）

被害状況の総括については、前号 21 によるほか、便宜的に次の諸表も総括表として用いることがある。

(1) 被害状況集計表

(2) 地震による被害集計表

(3) 月 日 時 分発生地震による被害一覧

(4) 被害状況総括表に準じた表（小規模の災害あるいは内訳等に重点をおいて集計する場合に用いる。また、そのつど適宜作成する。）